

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 2 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 28 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	議席の指定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	市長の施政方針
日程第 6	議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 8	議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 7 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 8 号 岩出市職員旅費条例の一部改正について
日程第 12	議案第 9 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 13	議案第 10 号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
日程第 14	議案第 11 号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
日程第 15	議案第 12 号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 16	議案第 13 号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 17	議案第 14 号 令和 6 年度岩出市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 18	議案第 15 号 令和 6 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 19	議案第 16 号 令和 6 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 20	議案第 17 号 令和 6 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 21	議案第 18 号 令和 6 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 22	議案第 19 号 市道路線の認定について
日程第 23	議案第 20 号 令和 7 年度岩出市一般会計予算

日程第24	議案第21号	令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和7年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第26	議案第23号	令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第24号	令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和7年度岩出市水道事業会計予算
日程第29	議案第26号	令和7年度岩出市下水道事業会計予算
日程第30	議案第27号	岩出市教育委員会委員の任命について

開会

(9 時30分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和7年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして申し上げます。

本日、ここ旧和歌山県議会議事堂において定例会が開会できますこと、市長はじめ執行部の皆様方に感謝を申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第3号から議案第26号までの議案24件につきましては、提案理由の説明、議案第27号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、福山晴美議員を2番議席と指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、田中宏幸議員及び6番、三栖慎太郎議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 会期の決定

○玉田議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案25件と報告1件であります。

次に、令和6年第4回定例会から令和7年第1回定例会までの会務概要は配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和6年度岩出市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和7年1月28日、橋本市の橋本商工会館で令和6年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、新任正副議長紹介、会長挨拶、開催地議長挨拶、開催地市長挨拶に引き続き、橋本市議会議長の進行で議事が進められました。

報告事項として、令和6年5月9日から令和7年1月27日までの会務報告、要望活動として、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める要望書案について協議、議案審議として、第90回近畿市議会議長会定期総会の支部提出議案について審議、引き続き協議事項では、令和7年度議長会関係役員市の内定について協議を行い、岩出市は和歌山県市議会議長会副会長と近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に内定しました。

続いて、令和7年度和歌山県市議会議長会総会の開催地と日程について協議を行い、第1回を紀の川市で令和7年5月に、第2回を海南市で令和8年2月に開催することを決定しました。

最後に、次期総会開催市の紀の川市議会議長から挨拶があり、令和6年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 市長の施政方針

○玉田議長 日程第5 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

また、本日、皆様にご出席をいただき、令和7年第1回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会に上程しております令和7年度一般会計当初予算案をはじめとする諸議案の審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

最初に、令和7年度当初予算編成についてであります。健全財政の堅持を財政運営の基盤として取り組んでまいります。

歳入においては、公平・公正な課税と徴収率の向上による市税の確保をはじめ、国・県補助金、交付金の活用など、また歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力向上、福祉の充実を引き続き、重点を置いて予算を計上しております。

令和7年度の一般会計当初予算案は、対前年度比12.4%増の209億9,700万円で、国土強靱化対策をはじめとする重点事業の推進のため、過去最高額を更新する予算といたしました。また、特別会計などを含めた当初予算総額は383億9,876万6,000円で、対前年度比8.8%の増であり、市全体としても過去最高額となる予算であります。

なお、現在、国、県においても、令和7年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、動向が不透明な部分もあったことから、必要に応じて補正予算の対応も必要となると考えております。

それでは、続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、令和6年度市政懇談会についてであります。本年度は12月8日から1月15日までの間、5回開催いたしました。議員各位におかれましては、各会場への参加、ありがとうございます。市政懇談会でいただきました意見、要望につきましては、関係機関へ提出するとともに、市政に反映させていただきます。

次に、第3次岩出市長期総合計画（後期基本計画）の策定についてであります、前期基本計画が令和7年度をもって満了となることから、令和8年度から令和12年度までの後期基本計画を策定をいたします。策定に当たっては、総合計画審議会に諮問し、現状を踏まえ、市民の意見を反映した計画となるよう策定してまいります。

次に、国勢調査についてであります、国内に住んでいる全ての人の世帯を対象とした最も重要な統計調査として、大正9年から5年ごとに実施をし、本年10月1日が調査期日となっております。調査に当たっては、皆様方のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、防災対策についてであります、令和6年度能登半島地震を受けて、地域防災計画の見直し、検証をしてきたところではありますが、それらの検証結果を踏まえ、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係機関との連携を図り、初動体制の確立と防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、人権施策についてであります、全ての人の人権が尊重される明るい社会を実現するため、岩出市人権施策基本方針に基づき、人権教育・啓発を効果的に推進するとともに、令和7年度は市民意識調査の結果を踏まえ、人権施策基本方針の改定を行います。

次に、国民健康保険についてであります、国保事業納付金の納付に必要な保険税確保のため、保険税率を見直すこととなったことから、本定例会に関係議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、高齢者福祉、介護保険についてであります、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、令和7年度は高齢者に対するアンケート調査を実施をいたします。

次に、子育て支援についてであります、こどもまんなか社会の実現を推進するため、未来を担う子どもや若者が豊かな心を育みながら、健やかに成長していけるよう、ライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援に取り組んでまいります。

次に、火葬場の改修事業についてであります、火葬場は昭和45年から稼働しており、昭和60年に施設整備を行い、現在に至っておりますが、老朽化に伴い、施設の整備の改修を進めてまいります。

次に、クリーンセンターについてであります、令和5年度から、これまでのダイオキシン対策からCO<sub>2</sub>削減に軸足を置いたクリーンセンター基幹的改良事業に着手をしています。現在は、計画設計及び設備部品の調達を進めているところでありますが、本格的なガス化燃焼炉への改良工事は令和8年3月からとなり、令和9

年度の完成に向け事業を進めてまいります。

次に、道路整備についてであります。生活道路の環状化事業として、災害時の安全・安心と緊急時の緊急車両通行の確保、また沿線地域の活性化や日常生活における利便性向上を図るため、市道金屋荊本線の整備事業を進めています。令和7年度は、工事が完了する金屋地区から荊本地区の約830メートルの区間において、供用を開始をいたします。

次に、浸水対策についてであります。今後も農林水産省の国営総合農地防災事業や、県河川の住吉川、根来川の浚渫、改修等、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

次に、空き家対策事業についてであります。空き家等の利用や除去を推進し、管理不全となる空き家等の抑止を図るため、空き家バンク事業及び地域土地再生事業を実施し、周辺生活環境のさらなる健全に努めてまいります。

次に、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模大地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、耐震診断や耐震改修等に対する補助を増額し、住宅耐震化のより一層の促進に取り組んでまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。道の駅ねごろ歴史の丘や、重要文化財和歌山県議会議事堂（一乗閣）をはじめとする地域資源を生かした中に、観光地根来の魅力を伝え、交流人口の増加を図ってまいります。

次に、岩出駅前活性化事業についてであります。人が集う魅力あるまちづくりには、人が集う場所の活性化が必要であることから、岩出地区の公民館の隣接地に観光案内所兼バス待機所の新設、岩出駅前から案内所までの歩道の整備を進めてまいります。観光施設が集約する根来地域と岩出駅前を結ぶ出発地点として、観光案内所を設置することで、観光周遊促進をしてまいります。

次に、水道事業についてであります。災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、令和4年度から送水管整備事業に着手をし、耐震化を進めた老朽改善に合わせ、供給地区ごとの需要バランスの適正化を図っています。国庫交付金を活用し、令和9年度の第1期事業完成に向け事業を進めており、令和7年度は、引き続き一部区間の布設工事を実施していきます。また、基幹管路の安全対策及び有収率の向上への取組として、漏水センサーによる常時監視を引き続き実施をしています。

水道事業においては、昨今の節水意識の浸透や節水機器の普及などによる給水収益の減少や老朽施設の更新に多額の投資が必要となり、経営状況の見通しが不透明



になる中、持続可能な上水道を目指して、水道ビジョンの見直しを行い、水道管の適正口径へのダウンサイジングによるコスト縮減と、中長期的な視点から更新計画を示し、今後の健全経営に努めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、令和6年度末の下水道整備率は70.4%となる見込みであります。令和7年度は第6期計画区域43ヘクタールの整備を進めると同時に、第7期計画区域184ヘクタールの設計業務を実施いたします。また、下水道事業の安定的な運営のため、供用開始区域内の皆さんに早期に接続していただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

次に、学校教育分野についてであります。昨今、10月から実施の学校給食費無償化は、令和7年度も和歌山県学校給食費無償化事業補助金を活用し、継続をしてまいります。また、GIGAスクール構想により、児童生徒に整備をされた1人1台端末が更新時期を迎え、国補助率3分の2の下に更新を行い、学力向上に向け積極的に活用してまいります。

次に、生涯学習分野についてであります。大宮緑地総合運動公園多目的競技場、人工芝をスポーツ振興くじ助成金を活用し、張り替え工事を行います。昨今、オープンを行いました、いきいき広場と併せて、市民の生涯スポーツの振興を図ってまいります。また、岩出図書館やねごろ歴史の丘周辺施設のさらなる利用促進を図るため、独自のイベント実施などを行い、交流人口の増加と市民のふるさと意識の醸成に努めてまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○玉田議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について～

日程第33 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第6 議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関

する条例の一部改正の件から日程第29 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案24件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が11件、令和6年度の補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、令和7年度当初予算案件が7件の計24件であります。

初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてであります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。市民が刑事事件の被害者となった場合における市民に対する支援施策の基本となる事項を定めるため制定するものであります。

次に、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。刑法等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うため制定するものであります。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。既存の委員会の名称の変更及び新たな協議会の設置に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第8号 岩出市職員旅費条例の一部改正についてであります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の算定について、本市が和歌山県に国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な費用を確保するため、国民健康保険税の税率等の改正をするものであります。

次に、議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正についてありますが、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づく規制の見直し等を踏まえ、所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてありますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてありますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてありますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和6年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）についてありますが、既決の予算の総額に8億2,918万円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国・県支出金の事業財源のほか、諸収入及び市債について、歳出では、退職手当特別負担金のほか、水道事業会計繰出金、障害者総合支援給付費、物価高騰対策補助金、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業費、農地等防災事業費における工事請負費、道路新設改良事業費における工事請負費、小学校管理費及び中学校管理費における管理業務委託料及び工事請負費、体育施設費における備品購入費などについて補正するものであります。

次に、議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、既決の予算の総額に6,047万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、高額療養費の給付増に伴う保険給付費等交付金（普通交付金）の補正について、歳出では、高額療養費の給付増について補正するものでございます。

次に、議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、既決の予算の総額に1,071万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、保険者機能強化推進交付金のほか、介護保険保険者努力支援交付金について、歳出では、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、既決の収益的収入の予定額に149万2,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額に719万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的収入及び資本的収入において、一般会計負担金について補正するものであります。

次に、議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、既決の収益的収入の予定額に112万2,000円を追加し、既決の収益的支出の予定額から1,810万円を減額し、既決の資本的収入の予定額から1億8,322万1,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額から1億3,980万円を減額するものであります。

主な内容は、収益的収入において、一般会計繰入金及び長期前受金戻入について、収益的支出について、減価償却費及び企業債利息について、資本的収入について、下水道事業債及び一般会計出資金について、資本的支出において、委託料のほか、補償費、工事請負費、流域下水道建設負担金及び元金償還金について補正するものであります。

続いて、市道路線の認定案件についてご説明いたします。

議案第19号 市道路線の認定についてありますが、開発行為による帰属道路21路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和7年度当初予算案件についてご説明いたします。

議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算についてありますが、当初予算額を前年度比12.4%増の209億9,700万円とするものであります。

次に、議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を前年度比3.1%増の56億9,107万1,000円とするものであります。

次に、議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を前年度比5.5%増の38億9,981万7,000円とするものであります。

次に、議案第23号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてありますが、当初予算額を前年度比5.6%増の12億7,568万3,000円とするものであります。

次に、議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算についてありますが、当初予算額を前年度比0.8%増の4,138万円とするものであります。

次に、議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算についてであります、当初予算の収益的収入額を前年度比2.2%増の12億4,147万1,000円、収益的支出額を1.9%増の11億4,413万4,000円、資本的収入額を33.6%増の4億454万4,000円、資本的支出額を19.1%増の12億8,833万8,000円とするものであります。

次に、議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算についてであります、当初予算の収益的収入額を前年度比4.9%増の12億6,037万2,000円、収益的支出額を6.0%増の11億6,125万8,000円、資本的収入額を1.8%増の24億1,955万9,000円、資本的支出額を2.0%増の29億8万5,000円とするものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第27号 岩出市教育委員会委員の任命について

○玉田議長 日程第30 議案第27号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明申し上げます。

議案第27号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります、現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 これより質疑に入ります。

議案第27号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第27号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第27号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月6日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月6日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、3月6日木曜日以降の会議は、岩出市役所の市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時13分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和7年3月6日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 議案第3号 | 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 岩出市職員旅費条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第19号 | 市道路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和7年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算 |

- 日程第24 議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第26 仮議長の選任を議長に委任することについて

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議席の指定、議案第 3 号から議案第 19 号まで及び議案 21 号から議案第 26 号までの議案 23 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 20 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任、それと仮議長の選任を議長に委任する件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、福山晴美議員を 2 番議席と指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について～

日程第 18 議案第 19 号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第 2 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件から日程第 18 議案第 19 号 市道路線の認定の件までの議案 17 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。
質疑は、発言席からお願いいたします。

公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、議案第4号の岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について、3点についてお伺いしたいと思います。

第1点に、第7条の相談窓口の設置についてですが、具体的にどこに窓口を設置するのか、お伺いいたします。

第2点に、第10条の体制の整備についてであります。関連機関等と連携するとあるのですが、こういったところなのか、教えていただけますでしょうか。

3点目に、第12条の犯罪被害者等支援団体への支援について、必要な支援とは、具体的にどのような支援なのか、教えていただきたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 おはようございます。大上議員ご質疑の議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について、お答えいたします。

1点目の第7条の相談窓口の設置について、具体的にどこに窓口を設置するのか、につきましては、総務課に設置いたします。犯罪被害者等から相談を受けて、関係機関及び岩出市の各課と連絡調整を行い、犯罪被害者等に必要な助言を行うための総合的な窓口といたします。

次に、2点目の第10条の体制の整備について、関連機関等と連携するとあるが、こういったところなのか、につきましては、関係機関等とは、警察や公益社団法人紀の国被害者支援センター、その他の被害者支援団体などのことを指します。

次に、3点目の第12条の犯罪被害者等支援団体への支援について、必要な支援とは具体的にどのような支援なのか、につきましては、現在、岩出市では紀の国被害者支援センターに対して、活動助成のための負担金を支出しています。また、同センターの活動に関する広報協力等も行っているところであり、引き続きこれらの支援を実施していきたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 総務課での窓口ということですが、年度内にどれぐらいの相談件数を想定しているのかというのと、あと、総務課での何人の職員が窓口での対応をするのか。その2点。

あと1点、必要な支援の具体的な支援について、負担額というのはどれぐらいを想定しているのでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

現在のところ、相談件数の想定のほうはできておりませんが、担当のほう、主担当として1名を置き、その他の職員を配置する予定としております。

それから、支援額といたしましては、これは令和5年度から支出しておりまして、人口に応じた負担額となっております。

以上です。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第4号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 おはようございます。

それでは、議案第4号から質疑を行います。岩出市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

条例の制定に至った背景について、こういった背景があったのかということでお聞かせを願いたいと思います。

そして、対象となる犯罪被害とは、一体何を指しているのか。

相談窓口の設置については、先ほど答弁がございましたので、こちらは結構です。

犯罪被害者等の見舞金の支給額についてお聞きをいたします。

そして、人材の育成について、どのような研修が必要と考えているのかということをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の条例の制定に至った背景については、平成16年に犯罪被害者基本法が制定され、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講ぜなければならないことが、基本理念として定められています。

犯罪被害者やその家族、遺族の方に、市として寄り添い、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるように、国、県、事業者及び犯罪被害者支援団体が連携の上、被害者支援施策を推進するために、被害者等に一番身近に接する行政として、窓口の一端を担おうとするものです。

2点目の対象となる犯罪被害とは、については、刑法、その他の刑罰法規により刑罰を科せられる行為の被害者、その家族、遺族が対象となります。なお、第8条に定める犯罪被害者等見舞金の支給対象となる被害については、故意の犯罪行為による死亡、または重傷病となります。

3点目の窓口のほうは割愛させていただきまして、4点目、犯罪被害者等見舞金の支給額は、については、重症病見舞金は10万円、被害者が死亡した場合における遺族見舞金は30万円となります。

5点目の人材の育成についてどのような研修が必要と考えているのか、については、既に和歌山県等が主催する犯罪被害者遺族の講話等を含む研修会に積極的に参加しており、引き続き、それらの研修に参加し、被害者支援に関する知識の習熟に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 条例の制定に至った背景についてお聞きをしたんですが、早いところでは、もうちょっと早い時期からこの条例を制定してやっているところもあります。岩出市がなぜ今の時期になったかという点をまずお聞かせください。

そして、犯罪の被害になるんですが、これ、今さっき言うたのは、生命または身体を害する罪に当たる行為による死亡と障害だったと思うんですけど、無保険の車両による交通事故とか、そういう部分は含まれるのかどうかということも含めてお聞かせください。

手続の煩わしさと手続に要する時間の問題ということが、実際にこの条例をつくって、制度をやっていくに当たって、いろんなことが問題となって起こってきてい

ます。それについて、迅速性の重視をしていかなければならないということが考えられるんですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

なぜ今に至ったかというところなんですけれども、近年、コロナ前までは和歌山県内の刑法犯認知件数は減少しておりました。岩出市内においても同様に減少しておりまして、治安の改善が進んでいたと考えられておりましたが、コロナ禍からの経済の正常化と時期を同じくし、令和4年、令和5年と、県内、市内ともに犯罪が増加している状況を鑑みまして、犯罪被害者支援に特化した条例の制定に至ったものでございます。

続きまして、無保険の交通事故に関しましては、通常の交通事故でしたら任意保険や自賠責等の補助の対象となるため、この制度の対象にはなりません。無保険等に関しましては、危険運転行為と認められた場合、そちらのほうは、こちらの制度の対象となると考えております。

こちらの制度は、今現在、県を中心とした制度の構築が進められておりますので、手続等に関しましては、ほぼ担当がマンツーマンの形で担当することになりますので、手続等に関しましても煩雑さは軽減されるのではないかと考えております。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第6号の職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてお聞きをします。

育児・介護休業法が幾つか改正されています、今回。育児について、市に関わるのは深夜労働の制限のみかという点お聞きします。そして、育児休業取得状況の公表に、市は対象となっていくのかという点お聞きします。

次に、介護離職防止のための雇用環境整備が必要となります。1. 介護両立支援制度の申告で、当該職員との面談はどのように行っていくのか。また、相談体制はどう進めるのかという点をお聞きします。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の条例改正は、現行の深夜労働の制限に加え、時間外労働の制限を請求できる職員を3歳未満の子を養育する職員から小学校就学前までの子を養育する職員に拡大するものです。

2点目の育児休業取得状況の公表については、今回の条例改正には含まれてはおりませんが、岩出市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市ウェブサイトにおいて、毎年、育児休業の取得者数について公表しております。

次に3点目、面談については、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるよう、原則、総務課人事係で考えておりますが、請求者が相談しやすい場合は、直属の上司等からも想定をしております。相談体制については、介護と業務の両立が可能となるよう請求者、所属の上司、総務課人事係で連携を図り進めていきたいと考えております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 今回、4月1日から段階的に施行という形で、いろいろ聞いていきたいんですが、まず、子の看護休暇の見直しということについては、今回はどのようなになっているのか。岩出市ではどういう適用されているのか、適用されないのかという点をお聞きをいたします。

最後、相談、面談というのは人事課で行い、相談体制は上司であったりという形で、職員間の中でやられると思うんですが、一番大事なのは、法整備をされて、それに基づき、きちんと申請しやすい、また相談しやすい体制づくりというのが非常に大事になってくると思います。この辺についてのお考えと、そうした体制づくりについて、どのように今後やっていくのかという点をお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

今回の法改正で、子の看護に関する部分も改正されておりますが、法改正によって、看護に関する特別休暇について、対象となる子の範囲が、小学校就学前から小学校3年生まで、併せて拡大されております。こちらに関しましては、本市の場合は、規則改正で対応の予定と考えております。

続きまして、体制の整備に関しましては、従来より風通しのよい組織のほう、進

めておるところでありますので、さらなる相談しやすい体制について、総務課組織
挙げまして構築していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○玉田議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正による保険税はようになっていくのかという点と、増額世帯、また減額
世帯についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の改正は、医療給付費分は増額改定、後期高齢者支援金等分、
介護納付金分は減額改定となりますが、これら3区分の合計で試算したところ、1
人当たり平均保険税額は11万2,593円で、現行保険税額よりも平均で年2,300円、月
192円の増額となります。

具体的に幾つかのケースでご説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世
帯では年400円の増、夫婦2人世帯では年600円の増、夫婦と子供1人の3人世帯で
は年800円の増となります。次に、所得100万円の世帯は、単身世帯で年3,800円の
増、夫婦2人世帯では年3,500円の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年3,900円の
増となります。次に、所得300万円の世帯は、単身世帯で年1万2,800円の増、夫婦
2人世帯では年1万3,300円の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年1万4,100円の
増となります。

続いて2点目、増額世帯、減額世帯数は、については、今回の改正による状況に
ついて、令和7年1月7日時点で資格を有している国保世帯計7,620世帯で試算し
たところ、増額世帯は7,532世帯、税額が変わらない世帯が88世帯となっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○玉田議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第10号の岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

であります。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランというのを今回いろいろ調べたんですが、今回の改正と一体どういう関係があるのかというのが全く分からなかったんで、この関係についてお聞かせください。

それから、専属から専任にすることへのメリットとデメリットについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目についてであります。国ではアナログ的な手法を前提とした規制がデジタル化を阻む大きな要因になっているとして、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、こういうのを策定して、これに基づき代表的なアナログ規制である7項目について、見直しを進めてございます。

その項目の1つとして、常駐、専任を求めている規制、これが上げられておりまして、国の技術的助言として定めている標準下水道条例においても、責任技術者を営業所ごとに専属するものから専任するものに見直すとともに、同一の都道府県内の区域における営業所について、兼任することを妨げないこととされました。これに伴い、本市条例においても同様の見直しをするものであります。

次に、2点目についてであります。まずメリットとしましては、1人で複数の営業所を担当することが可能となり、事業所の人手不足が解消する。複数営業所への兼任配置が認められたことにより、人員配置の最適化が可能となり、事業所の生産性が向上する。市に登録される指定工事店数や責任技術者の維持確保が可能となり、行政サービスの維持に寄与する。また、これらに伴う工事依頼が可能な選択肢、工事店の数の維持、それから緊急時の即応性向上、技術者不足による工事の遅延防止など、市民の利便性が向上する、こういったことが考えられます。

デメリットにつきましては、特段ないと考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 ちょっと1点聞かせていただきたいんですけど、デメリットがないというふうにおっしゃったんですけど、今まで専属でやってたものが専任になることで、いろんな事業所を専任することによって、配置ですね、それができるということなんですけど、であれば、責任というか、今まで専属でやっていたものが幅広くいろ

んなことでやるということになれば、そうした責任問題というのか、何ていうんな、今までやってきた仕事が、さらに拡大されることによって大変な状況になるんじゃないかなと、すごく感じているんです。

そうしたものに対して、市が発注するやつについても、そういうことになってしまえば、何か失敗というか、そういうようなことも起こってしまうんじゃないかということが考えられるんですが、その辺については心配はないということでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員の再質疑にお答えをいたします。

兼務を可とすることにより、現場管理に支障が生じないかというようなご質疑かと思います。デジタル技術の発展により、映像や画像などの情報伝達が容易となり、常に現場にいなくても管理できるようになるほか、1人で複数の現場を管理することも可能になると考えられていることから、兼任を可とすることで、直ちに現場管理に支障は生じるとは考えておりませんが、なお、適正な排水設備工事の施工ができないと認められるような指定工事店にあっては、本条例の規定に基づき、指定を取り消すというようなことにもなってくるかと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第11号の岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格時等に関する条例の一部改正についてであります。

今回、条例の改正が必要となった背景についてお聞かせください。

次に、布設工事監督者の資格要件なんですが、水道技術管理者の資格要件について、水道事業者、市に課せられるのか、それとも工事を請け負う事業者なのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○最相上水道工務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の条例改正の背景については、水道事業に携わる職員の減少に伴い、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の確保が難しくなっていることから、

国において、水道法施行令及び水道法施行規則の資格要件が改正されました。これに伴い関係条例の規定を整備するものでございます。

次に２点目の資格要件は、水道事業者、市または工事請負業者のどちらに課せられるものなのかについてでございますが、まず、本市では、布設工事監督者及び水道技術管理者とも市の職員を選任しています。布設工事監督者は、工事の施工監理委託を受注した業者、水道技術管理者は、水道法に基づく第三者委託を受注した業者からも選任することは可能でございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第14号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象を水道の減免にした理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質問にお答えします。

物価高騰による影響は市全体に波及するものであることから、個人事業者に幅広く支援が行き届くものを検討した結果、水道基本使用料の免除がそれにふさわしいと考え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する事業として決定いたしました。

なお、水道基本使用料のほか、子育て世帯への支援として、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業、保育施設への物価高騰対策補助金も併せて実施予定としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第3号から議案第19号までの議案17件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第19号までの議案17件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分に再開をしたいと思います。

休憩 (9 時 59 分)

再開 (10時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算～

日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算

○玉田議長 日程第19 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算の件から日程第25 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算の件まで、議案7件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第20号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算についてお伺いしたいと思います。

1 番目に、予算説明書58ページ、2 款 5 項 2 目 1 節の統計調査員報酬及び指導員報酬について。2 点、調査員の人数と指導員の人数について、そして、それぞれの報酬の算定方法についてお聞かせください。

2 点目に、予算説明書81ページの3 款 2 項 6 目12節の子どもの居場所づくり事業委託料についてですが、事業の内容は、についてと委託先はどのようなところを考えているのか、についてお聞かせください。

3 点目に、予算説明書91ページ、4 款 1 項 5 目12節の委託料の火葬場改修設計業務委託料についてですが、火葬炉及び設備の改修内容について、そして市民から改修についての意見等あったのかについてと、改修期間中の火葬場の対応についてお

聞かせください。

4点目に、予算説明書98ページの5款1項3目18節の新規就農者育成総合対策事業補助金について、事業を始めるに至った経緯についてと、機械、施設等の導入に対する補助の内容についてお聞かせください。

5点目に、予算説明書110ページの7款2項2目16節の公有財産購入費の金屋荊本線新設改良について、今年度の購入予定箇所、そして計画は予定どおり進んでいるのかについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 大上議員のご質疑1点目についてお答えします。

統計調査員、指導員ともに、令和7年国勢調査に従事いただく方です。調査員として333人、内訳としましては、1調査区を担当する調査員233人、2調査区を担当する調査員100人としています。指導員は45人としています。

報酬の算定は、和歌山県から目安として示された当初予算要求積算基準の報酬額に準じています。調査員報酬は1人当たり、1調査区担当は4万7,500円、2調査区担当は8万9,020円、指導員報酬は1人当たり5万8,070円です。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員ご質疑の2点目、子どもの居場所づくり事業委託料についてお答えします。

まず、事業内容についてはですが、本事業は、子供の健全育成及び子供と子育て中の親の孤立化を防止することを目的として、子供や子育て中の親が安心して過ごせる居場所を提供するものです。対象者は、要支援家庭など、養育不安や不登校などの悩みを抱える子供とその保護者です。

具体的には、月1回程度、岩出市総合保健福祉センターにおいて、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、簡単な調理を通じ軽食の提供などを行い、子供の精神面のフォローと生活面の向上を図ります。

委託先につきましては、市の子ども居場所づくり事業の目的や実施内容を十分に理解し、実施可能な事業所で、プロポーザル方式で選定する考えです。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員ご質疑の3点目についてお答えします。

改修内容につきましては、火葬炉バーナー取替え、炉内部耐火材取替え、給気・冷気ファン取替え、排ガス設備処理工事、受変電設備工事、自家発電設備工事とな

っています。

続きまして、市民から改修について意見等あったのかにつきましては、特にございませんでしたが、指定管理を行っている業者から、施設設備の老朽化について申出があったこと、また令和５年度に自家発電装置が故障したことにより改修を計画したものでございます。

改修期間中の火葬の対応につきましては、現在、火葬炉が４炉ございますので、２炉ずつ改修を行い、２か年をかけて、令和８年度完成を目指しており、改修中も火葬炉の対応を実施する考えでございます。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 新規就農者育成総合対策事業補助金についての１点目、事業を始めるに至った経緯につきましては、岩出市で新規就農を行い、経営発展のための機械、施設等を導入したいとの相談が１件ございましたので、今回、新規就農者育成総合対策事業を実施するものです。

２点目の機械、施設等の導入に対する補助の内容につきましては、補助の対象事業費の上限１,０００万円、国２分の１、和歌山県４分の１の支援で、内容といたしましては、今回の新規就農はイチゴの栽培を行うことから、ビニールハウスやイチゴの高設栽培の資材などの取得等の費用に関する補助となります。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 ５点目の金屋荊本線新設改良についてお答えいたします。

令和７年度における購入予定箇所は、荊本地区の市道荊本西野１号線から県道泉佐野岩出線の間で、１１筆、１,３０６.７６平米、地権者は３人を予定しております。

また、計画につきましては、補償金額や賃貸借の関係等で交渉が難航しましたが、粘り強く交渉、説明を行い、事業への協力をお願いし、現在のところ予定どおり進めております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 統計調査員の報酬についてなんですが、１区、２区と分けてたのかな。２３３名と１００名というところですけども、これについて報酬額が違うんですが、件数が大半違うのかというのを聞かせていただきたいのと、１人当たりどれぐらいの件数を調査されるのか、分かる範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

あと、新規就農者の育成総合対策事業補助金ですが、１件ということでお伺いしておりまして、イチゴの栽培ということなんですが、予算組んでいただいている金

額、この1件に相当するのか、また指導とか、そういったところの支援というのがあるのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

市長公室次長。

○西浦市長公室次長 国勢調査の調査区につきましては、1調査区で50から70件の目安で調査区を設定をされております。多少の上下はありますが、1調査区担当であれば、最大70件ほど担当し、2調査区であれば、その倍近くなるということになります。

報酬額につきましては、まだ示されておりませんが、国から調整の方法等も示されてございますので、そういったものにつきまして、世帯数に勘案させていただいてお支払いをする予定になってございます。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 新規就農者育成総合対策事業の再質疑にお答えいたします。

まず、今回の予算につきましては、1件の分の相当額となっております。そして、指導の支援、サポートなんですけども、市はもちろん、県、農業委員会、農業協同組合など、関係機関と連携いたしまして、新規就農者と情報共有を行いながらサポートのほうを行ってまいります。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第20号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第20号 令和7年度一般会計予算について、質疑を行いたいと思います。

予算の概要の2ページに地方特例交付金がありますが、減額の理由についてお聞かせください。

次に、地方交付税について、令和4年度決算44億3,000万、令和5年度決算でも45億6,000万、こうした決算額から見ても当初予算の45億5,000万は低く見積もっているのではないかと考えますが、この点についてお聞かせください。

次に、分担金及び負担金が減額になる理由について。

次は、予算の概要の4ページ、人件費、予算説明書では159ページですが、職員

の体制について、4月からの状況は整っているのかという点。また、地域手当について、ゼロの理由についてお聞かせください。

次に、予算の概要4ページ、物件費6億5,000万増額となっています。物件費の増額要因は何か。委託先の増加によるものなのか。この内容についてお聞かせください。

次に、予算の概要6ページ、家庭系可燃ごみ袋有料化事業で、令和7年度に4月から引き上げられる予定となっています。引上げを行わないという判断、特例を延長する考えはなかったのかについてお聞かせください。

そして、予算の概要の10ページの子どもの居場所づくり事業について、先ほども答弁ありましたが、運営方法、また場所についてお聞かせください。

次は、予算の概要11ページ、岩出駅前活性化事業です。観光促進を進めているが、市の目標年間観光客数等のビジョンについて、また観光促進で得られる市のメリットについてお聞かせください。

次、予算の概要の17ページ、小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業、該当する対象はどういったものかについてお聞かせください。

そして、予算説明書の91ページ、4款1項5目12節の設計業務委託料、火葬場改修についてです。火葬場改修について、新設ではなく、改修なのかというのと、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市来議員のご質問にお答えします。

1点目の地方特例交付金の減額理由についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、定額減税実施による減収を補填するため交付される定額減税減収補填特例交付金を2億6,040万円の計上しておりましたが、令和7度は定額減税がないことから、その分を計上していないため減額となっております。

続いて、2点目の地方交付税については、令和4年・5年度の両年度において、国補正予算による再算定が行われ、普通交付税の追加交付が行われています。具体的には、令和4年度で1億5,290万1,000円、令和5年度で1億2,728万9,000円がそれぞれ追加で交付されております。再算定は国の補正予算により措置されるもので、当初予算で見積もるべき性質ではないことから、このたび計上している予算額につきましては、過少に算定されているものではございません。

なお、令和7年度の普通交付税については、令和6年度の当初算定額38億1,792



万6,000円に、国が示す地方財政計画の伸び率を101.6%、これを掛けまして38億5,000万円、特別交付税につきましては、過去3年間の交付実績を踏まえ、7億円と見積もっております。

続きまして、3点目の分担金及び負担金の減額理由についてお答えします。

2億3,691万4,000円の減額となっておりますが、小中学校給食無償化による給食費、いわゆる保護者の負担分、これが小中学校合わせて2億3,029万4,000円減額になったことが、減少の主な要因となっております。

続きまして、5点目の物件費の増加要因についてお答えいたします。

地方公共団体システムの標準化移行関連経費の計上による増のほか、新型コロナウイルスワクチンの計上等に伴う予防接種委託料、小中学校児童生徒学習用端末更新の実施等により増加しております。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 人件費の質疑についてお答えいたします。

職員体制について4月からの状況は整っているのか、地域手当についてゼロの理由は、についてお答えいたします。

まず、4月からの職員体制につきましては、全体のバランスを考慮しつつ、総合的に勘案した上で配置を行ってまいります。定年以外の中途退職等、想定できない部分については、年度途中の採用試験を行うなどして対応したいと考えております。

次に、地域手当につきましては、導入に向け、近隣市の動向等、検討段階であるため、予算の計上はしておりません。

以上です。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑について、お答えいたします。

家庭系可燃ごみ袋有料化事業の家庭系可燃ごみ袋につきましては、令和7年度に引上げを行うのではなく、以前の値段に戻るものであり、特例を延長する考えはございません。

続きまして、設計業務委託料の火葬場改修ですけれども、火葬場の改修につきましては、平成11年に建物の改修工事を実施していたため、新設ではなく、火葬炉の設備の改修を計画しています。

また、今後のスケジュールにつきましては、設計と工事を合わせて発注し、4炉あるうちの2炉ずつを改修していく計画で、令和8年度の完成を目指しています。

以上でございます。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 市来議員ご質疑の7点目、子どもの居場所づくり事業についてお答えします。

まず、運営方法については、市の子どもの居場所づくり事業の目的や実施内容を十分理解した事業所に事業委託する方向で考えています。

次に、実施場所については、岩出市総合保健福祉センターで実施いたします。

○玉田議長 産業振興課長。

○中下産業振興課長 岩出駅前活性化事業の1点目の市の目標年間観光客数とビジョンについてですが、令和6年は春の花見の時期に天候不良が続き、111万人の観光客数でありましたが、令和7年は153万人、最終的には200万人を目標としています。

2点目の観光促進で得られる市のメリットにつきましては、観光による交流人口の増加により、地域外からの収益を獲得し、地域の活性化につなげることで、市の持続的発展に寄与させるものです。

○玉田議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 9点目の小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の該当する対象はどういったものか、についてお答えいたします。

将来、子供を産み育てることを望む43歳未満の方で、がん治療等開始前に行う卵子や精子等の凍結保存を行う治療及び保存した卵子等を使用して体外受精等の妊娠を目指す治療を希望する方が対象となります。

本事業は、県が実施する和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業に上乘せして助成する事業であるため、県事業の交付決定を受けている岩出市内に住民登録のある方が対象となります。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、人件費についてです。職員体制についての状況で、バランスの取れた配置ということを言われました。多分3月、今の時期から退職される方というのは分かってきていると思うんですが、バランスよくやるのは当然のことであるんですが、実際に4月からの状況で、職員体制は整っているのかという点で、どれだけ辞め、3月の時点で分かっていますか。どれだけ辞められるのか分かりますか。

地域手当については、12月議会で、市長が行政報告の中で、見直しとして、地域手当の導入を前向きに検討してまいりますというふうに、12月議会の行政報告でおっしゃいました。ところが、今聞いてみると、近隣市町村等々もと言うて、地域の

ことを考えているという、地域の状況を見ながらということを言われてますけど、地域の状況を見ながらと言っている場合ですかと言いたい。

そういった点では、地域手当について、ゼロではなく、しっかりつけていくというような考え方というのをしっかりと早期にでも持っていただきたいんですが、その辺についてのお答えをいただきたいと思います。

次に、家庭系の可燃ごみ袋の有料化についてであります。令和7年度に引き上げられるのではなく、戻すものだと言いました。当然、前回までは、今は特例を使って下げているといった形ですが、市民からとったら、一旦下げたものが、これは上げられるんですよ。この点を戻すものだというふうにおっしゃるんですけど、上げられるもんなんですよ。こうした今の物価高騰による状況から考えても、上げないという考えというのは、続けるのがいいのではなかったのかというふうに考えますけど、その点について、なぜ戻すからいいというふうに考えられたのかという点お聞かせください。

次は、子どもの居場所づくりです。プロポーザルで行うようなことを言われていました。現に、そうした制度の趣旨にのっとってやっていくというような事業所というのはどれぐらいあって、どれぐらい参入されているところがあるのかなというのが心配なんです。その辺について、情報があればお聞かせください。

最後に、火葬場の改修についてであります。これは令和8年を完成めどに計画を立ててやっていくと。2炉ずつ交換という形なんですけど、一番心配されるのは、夏場です。やっぱり夏、冬、寒い時期、暑い時期というのは、大変疾患も増えて亡くなる方も多いということを考えると、夏場に炉がなくなるというか、2炉しかないということになると、待ち時間が増えるんじゃないかと考えるんです。そうしたことに対応するという部分では、どのようにお考えになっているのかという点だけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

まず、6年度末で退職される方の人数ということでしたが、現在のところ、見込みではありますが、退職者は32名予定しております。この32名は年度途中で退職した者も含めますので、6年度中の退職者の数になります。

続きまして、地域手当についてですが、検討を始めた当時は、地域手当について全国的に見直しが行われた時期であります。見直しが行われると同時期に、大臣の

発言の中で、国の地域手当外で地域手当をつけておる地方自治体に対して、現在行われておる交付税への影響について、ペナルティを廃止するというような発言がされておりました。ところが、まだこれ選挙等ございまして、確定のほうがない状況でもありますので、そういった状況等々を鑑みまして、現在、検討段階であるというふうにしております。

以上です。

○玉田議長 生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 可燃ごみ袋につきましては、あくまでも値上げとおっしゃいますけれども、市といたしましては、以前の値段に戻るものと考えてございます。また、世帯ごとにごみ袋の無料交付も今までどおり実施しておりますので、特例を延長するという考えはございません。

続きまして、火葬場についてですが、こちらにつきましても、改修中、2炉を使って、1日に3体は焼けるであろうということで、指定管理者とも今協議を進めているところでありますので、そういった形で上手な運営の仕方をしながら、市民にご迷惑かけない形で運営を行っていきたいと考えてございます。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 市来議員の再質疑にお答えします。

子どもの居場所づくり事業のプロポーザル方式の事業所についてですが、近隣市町村の視察等も行い、具体的に実際に話しているのは1事業所であります。ただ、民間の事業所等とも連携を取っていますので、そことも話しながら、プロポーザルに選定していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第24号です。令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算で、今般、使用权を前提としない墓地のニーズが高まっています。樹木葬などの導入の考えについてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

産業振興課長。

○中下産業振興課長 樹木葬などの導入の考えについてですが、令和5年第3回定例会でもお答えいたしました。根来公園墓地の残区画の早期完売を目指しているこ

とから、現時点での導入は考えていませんが、メリット・デメリットや市民ニーズ、そして未開放区の有効活用策なども含めて、今後も継続して研究すべき課題であると考えております。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第25号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計の予算について、質疑を行います。

令和10年3月31日まで、高齢者のみ世帯の水道料金減額事業を行っています。そもそも基本料金に満たない世帯もある中、基本料金の細分化の考えについてお聞かせください。

また、福祉減免を行っている自治体も数多く見受けられます。こうした福祉減免、その導入の考えについて、市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○中西上下水道業務課長 市来議員のご質疑にお答えをいたします。

1点目の基本料金の細分化の考えは、についてではありますが、基本料金は、水道の使用の有無にかかわらず発生する固定経費、メーターの検針や料金の徴収、メーター交換に要する費用など、これを賄うためにお客様に共通してご負担いただいている料金であり、現在のところ、細分化する考えはございません。

2点目の福祉減免導入の考えは、についてではありますが、水道事業は独立採算で経営を行っているところ、水道事業単独で減免を行うことにより、ほかのサービスの低下につながることを懸念されることから、国等の施策により財源が確保される場合を除き、水道事業単独での福祉減免を導入する考えはございません。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第20号から議案第26号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名するということになっていきますので、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、1番、梅田哲也議員、3番、西野峻也議員、4番、田中宏幸議員、10番、田畑正昭議員、11番、尾和正之議員、12番、牛田佑佳議員、以上6人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月14日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月14日金曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第26 仮議長の選任を議長に委任することについて

○玉田議長 日程第26、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

円滑な議会運営のため、任期中、地方自治法第106条第3項の規定による仮議長の選任について、議長に委任されたいと思います。

お諮りいたします。

仮議長の選任を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月18日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時54分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第3号）

令和7年3月18日

|       |         |                                            |
|-------|---------|--------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                            |
| 日程第1  | 議案第3号   | 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について         |
| 日程第2  | 議案第4号   | 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定について                       |
| 日程第3  | 議案第5号   | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について    |
| 日程第4  | 議案第6号   | 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5  | 議案第7号   | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について   |
| 日程第6  | 議案第8号   | 岩出市職員旅費条例の一部改正について                         |
| 日程第7  | 議案第9号   | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第8  | 議案第10号  | 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について                 |
| 日程第9  | 議案第11号  | 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について     |
| 日程第10 | 議案第12号  | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                  |
| 日程第11 | 議案第13号  | 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について       |
| 日程第12 | 議案第14号  | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）                      |
| 日程第13 | 議案第15号  | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                |
| 日程第14 | 議案第16号  | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）                  |
| 日程第15 | 議案第17号  | 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）                    |
| 日程第16 | 議案第18号  | 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第17 | 議案第19号  | 市道路線の認定について                                |
| 日程第18 | 議案第20号  | 令和7年度岩出市一般会計予算                             |
| 日程第19 | 議案第21号  | 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算                       |
| 日程第20 | 議案第22号  | 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算                         |
| 日程第21 | 議案第23号  | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 日程第22 | 議案第24号  | 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算                         |
| 日程第23 | 議案第25号  | 令和7年度岩出市水道事業会計予算                           |

- 日程第24 議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2 番、福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、議案第 3 号から議案第 26 号までの議案 24 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について～

日程第 24 議案第 26 号 令和 7 年度岩出市下水道事業会計予算
いて

○玉田議長 日程第 1 議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件から日程第 24 議案第 26 号 令和 7 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 24 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 24 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 6 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件外、議案 16 件です。

当委員会は 3 月 10 日月曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第 3 号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第 4 号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件、議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件、議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第 7 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）、議案第 8 号 岩出市職員旅費

条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号

令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 市道路線の認定の件、議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算及び議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算、以上17議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号の所管部分、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の所管部分、議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は可決、議案第19号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件及び議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件では、質疑はありませんでした。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件では、条例の改正により、男性職員の育児休業の取得率は上がるのか。介護両立支援制度について、40歳未満の職員がこの制度を必要とした場合の取扱いは。また、介護両立支援制度に係る研修の対象職員は、について。

議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）では、質疑はありませんでした。

議案第8号 岩出市職員旅費条例の一部改正の件では、物価高騰等により、宿泊費が1万4,000円を超える場合の対応は。食卓料をなくす理由は、について。

議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件及び議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第13号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部

改正の件では、退職報償金の支給額は最終の階級により算定されるのか。また、勤務年数の考え方は、について。

議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業について、今後、どのような交付金があったとき、全市民に対して公平なものとしてどのようなものが考えられるのか。消防団員福祉共済入院見舞金の対象者があったのか、について。

議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）では、下水道事業費の減価償却費を減額補正する理由は、について。

議案第19号 市道路線の認定の件及び議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算では、質疑はありませんでした。

議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算では、物価高騰対策基本料金免除事業の実施時期及び期間は、について。

議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算では、社会資本整備総合交付金の過去5年の交付実績は、について。

以上が、審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）外、議案7件です。

当委員会は、3月11日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算及び議案第23号 令

和 7 年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上 6 議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第 7 号の所管部分、議案第 14 号の所管部分、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 22 号及び議案第 23 号は可決しました。

議案第 9 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件及び議案第 21 号 令和 7 年度岩出市国民健康保険特別会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 7 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（所管部分）では、質疑はありませんでした。

議案第 9 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、国民健康保険税の税率が引き上げられるが、基金はどれくらい活用されるのか。また、基金の活用は、保険税の不足額の全額か、それとも一部か。基金の活用を不足額の 2 分の 1 とした理由は。今後も国民健康保険税の税率が引き上げられることがあるのか、について。

議案第 14 号 令和 6 年度岩出市一般会計補正予算（第 7 号）所管部分では、障害者総合支援給付費について利用する施設は整っているのか。すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業の量を増やすのか。それとも、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するだけなのか。小学校と中学校のトイレ改修の事業内容は。また、改修は和式トイレを全て洋式トイレに換えるのか、について。

議案第 15 号 令和 6 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）では、質疑はありませんでした。

議案第 16 号 令和 6 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）では、高齢者の自立支援や重篤化防止等に向けた保険者の取組の結果は。また、課題の検証等はいつ行われるのか。介護給付費準備基金について、3 年ごとの改定で保険料の緩和に活用する予定か、について。

議案第 21 号 令和 7 年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、国民健康保険税の税率が引き上げられた場合、未納者が増加しないのか、市の考えは。マイナ保険証に変更されたことにより、短期保険証や資格証明書の取扱いはどうなるのか。国民健康保険被保険者でマイナンバーカードでひもづけしているものの割合は。マイナ保険証を取り扱っている医療機関はどの程度か。高額療養費について、どのような疾病が多いのか。また、疾病予防の対策は。未受診者対策業務委託の効果は。また、高血圧症や糖尿病などの年齢的な把握はしているのか。後発医薬品の使用協力の取組は。また、医療機関等の反応は、について。

議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算では、要介護認定に関して、認定結果への苦情等の対応は。また、対処方法は。介護予防の取組は、について。

議案第23号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、令和7年度に後期高齢者医療制度に移行する人数は。後期高齢者の健康に対する意識向上などの対策は。人間ドックと脳ドックの受検者の状況は。また、予算への対応は、について。

以上が、審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月6日木曜日、本会議散会后、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に、討論、採決を行うことに決定しました。

3月12日水曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日木曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算に対する討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市犯罪被害者等支援条例の制定の件、議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第7号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市職員旅費条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第11号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第13号

岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第14号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第7号）、議案第15号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第19号 市道路線の認定の件、議案第22号 令和7年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度岩出市水道事業会計予算、議案第26号 令和7年度岩出市下水道事業会計予算、以上議案21件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案21件に対する討論を終結いたします。

議案第3号から議案第8号、議案第10号から議案第19号及び議案第22号から議案第26号までの議案21件を一括して採決いたします。

この議案21件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第8号、議案第10号から議案第18号及び議案第22号から議案第26号までの議案20件は、原案のとおり可決、議案第19号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

本議案に反対する理由は、もともと高過ぎる国民健康保険料がさらに高くなるからです。この条例改正は、賦課限度額が104万円から106万円に上がる中、国保加入世帯のほとんどの世帯が値上がりになります。国保利用者1人当たり平均2,300円引き上げられる内容のものです。モデルケース所得300万円で単身1万2,800円増、2人世帯夫婦1万3,300円増、3人世帯1万4,100円増です。

国保基金3,870万円を活用したことについては納得できますが、最悪の物価高騰の中、国保税の引上げは市民も納得できないものであると考えます。国保は年金生活者や自営業の方など弱者で構成する制度です。健康保険のように企業負担もあります。一般会計からの繰入れがなければ、加入者負担引上げに直結します。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす制度ですが、構造的な問題を抱えています。かつては農林水産業や自営業が加入者の7割でしたが、現在は年金生活者など、無職と非正規労働者が8割を占めています。国が制度の安定運営のために投入してきた国庫支出金の割合は年々下がり、他の協会健保や組合健保の加入者に比べて、収入が低いのに保険料が高いという極めて矛盾した制度になっています。

自民党政権が国保の国庫負担の削減、抑制を続ける一方、国保に加入する人の高齢化、貧困化が進んだことで、国保料の値上げが止まらなくなり、国保と健保の保険料の格差は一層広がりました。国庫負担こそ引き上げるべきと強く訴えます。

国保料をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることになります。保険料の引上げではなく、国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけて、本議案に反対の討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の

責任主体となって財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっております。納付金の納付に必要な額は、国民健康保険税により課税しているところでございます。被保険者1人当たりの医療費が増加しているとのことで、令和7年度は納付金が増額するため、現行の税率を上げざるを得ませんが、基金を活用するとのことであり、被保険者の保険税の増加に対し、一定程度負担が緩和されるものと考えます。

また、低所得者に対する軽減対策や未就学児の均等割の5割軽減、産前産後の保険税の軽減制度があり、保険税算定に当たっては、低所得者や子育て世帯の負担緩和を図られるものと考えます。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条件改正と考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

財界大企業の利益優先の国政のゆがみは、岩出市にも影響を及ぼしています。日本経済は失われた30年の中で、長期停滞傾向が続いており、賃上げが叫ばれているものの、急激な物価高騰に追いつかず、実質賃金は連続で下がり続けており、生活の困難さは厳しさを増すばかりです。

このような状況の中、岩出市民の暮らしに応える予算となっているのか。地方自治体の役割、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られてい

るのが問われることになります。住民の生活向上のために、財政を使うことこそ求められます。

令和7年度の一般会計当初予算は、対前年度比12.4%増の209億9,700万円と過去最高額となっています。予算を見れば、国・県の補助金や交付金を活用し、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点多々あります。

子供の医療費の18歳までの無償化や学校給食の無償化実施などもあり、これまで要望してきた内容も含まれてはいますが、これらは当然のことであり、他の市にも共通するものも多くあります。健全財政の堅持をうたい、またバランス論を用いて、施策の向上に消極的な点も多く、今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守り、市民サービスの向上といった予算の編成、施政方針でも見受けられません。最大の予算規模にもかかわらず、住民の痛みや苦しみに寄り添う施策は十分とは言えません。

反対の第一の理由は、物価高騰対策の積極的な支援策が不十分だと考えます。暮らしを守るためのさらなる独自施策を講じるべきです。また、令和7年度から可燃性有料ごみ袋の値段が引き上がります。市民の暮らしの現状を見れば、時限付引下げを延長することにも必要だと考えます。

また、第二の理由は、障害者、高齢者の移動手段の充実を図る手だて、乗り合いタクシーについても導入の方向性が見えていません。そして、職員体制についてです。必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものと考えますが、不十分といえます。労働条件の改善を図ることこそ求められていると考えます。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうなっていません。これでは住民の納得を得られないと考えます。

市民に身近な市政が、国の悪政の防波堤として市民に寄り添い、安心と希望が持てるものになるよう求め、反対討論いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第20号 令和7年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

この議案は、「活力あふれるまち ふれあいのまちの実現」に向け、確実にかつ

継続的に各種行政サービスを実施するため、過去最高額を更新する209億9,700万円、対前年度比で12.4%増の積極予算となっております。今後の財政負担を見据え、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、市が直面する諸課題に積極的に対応するため、国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、人口問題の解決、学力向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き、特に国土強靱化対策、環境対策を積極的に推進する予算を計上されております。

歳入においては、市税の確保はもとより、国・県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用されております。また、市の借金である市債は、一般廃棄物処理事業債にとどめるなど、健全財政に努められております。

次に歳出において、引き続き生活道路環状化事業を進められるとともに、地域防災計画検証事業の結果を踏まえ、初動体制の確立を目指した国土強靱化対策、環境対策としてクリーンセンター基幹的設備改良事業、人口問題の解決として交流人口の増加に向けた岩出駅前活性化事業に重点的に配分されております。また、各福祉施策、特に子ども・子育て支援に重点を置きながら、学力向上についても将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、反

対の立場で討論を行います。

反対の理由は、議案第9号で述べたとおりです。保険料の値上げが含まれているものであり、物価高騰の中、国保税の引上げは市民も納得できないものであると考えます。

国が国民健康保険制度の財源保障には責任を負うべきです。被保険者の生活困窮の実態に照らし、本議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第21号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は、持続可能な制度を目指して運営が広域化され、県が財政運営の責任主体となって、財政基盤の安定を図り、市は県が決定した国民健康保険事業費納付金を納めることとなっています。

歳入では、被保険者1人当たりの医療費増加による納付金納付に必要な額が保険税に計上されている一方で、被保険者の税負担を緩和するため、基金を繰り入れる予算となっています。さらに、滞納処分による自主財源の確保、交付金等の活用など、国保財政の健全化及び安定した運営に資するものとなっております。

歳出では、医療費の増加により保険給付費が伸びていますが、保険給付に必要な予算が確保されています。また、医療費が増加している状況において、被保険者の疾病予防と健康増進、医療費の適正化を図る取組として、特定健診をはじめ、特定保健指導や健診未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業や生活習慣病予防事業、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費が計上されるなど、事業運営に必要な予算が確保されています。

以上の点から、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第25 議員派遣について

○玉田議長 日程第25 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第26 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を３月21日金曜日、午前９時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は３月21日金曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時10分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 3 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和7年3月21日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問 |

開議

(9 時 30 分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

2 番、福山晴美議員は、療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○玉田議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○玉田議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、13 番、井神慶久議員、1 番、梅田哲也議員、3 番、西野峻也議員、10 番、田畑正昭議員、14 番、市來利恵議員、6 番、三栖慎太郎議員、11 番、尾和正之議員、12 番、牛田佑佳議員、以上 10 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、9 番、大上正春議員から、資料等、印刷物の配付の許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

初めに、令和 7 年第 1 回定例会に議員として一般質問できることについて、身が

引き締まる思いであります。これまで以上に市民の皆様の声を真摯に届けていきたいと思っていますので、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

今議会では、市議会議員選挙についてとドッグラン広場の運営についての2点について一般質問を行います。

最初に、市議会議員選挙について質問を行います。

選挙関係につきましては、令和元年第2回定例会、令和3年第3回定例会において一般質問させていただきましたが、このたび、私たち市議会議員の選挙が執行されたことに伴い、総括の意味も込め、再度質問を行いたいと思います。

毎年、国、県、市の選挙が執行され、選挙管理委員会の方、また職員の皆さんにおかれましては、適正な執行に尽力されていることに感謝申し上げます。

岩出市におけるここ数年の選挙を振り返ってみますと、前回の投票率と比較したとき、いずれも下回っている現状であります。このことについては、平成28年に選挙権が18歳に引き下げられた点、また県内人口減が著しい中、岩出市は僅かながら微増していることを踏まえ、分母数が増えているなど、様々な要因があると思います。もちろん要因の1つに、私を含め、選挙に出る側にも一端はあり、投票に行かなければいけない大事な選挙というように思っていたことは、行政だけでなく、立候補する側の立場の責任でもあると考えています。

そこで、4点お尋ねいたします。1点目として、令和6年10月での衆議院選挙の投票率は47.77%、また、今回の岩出市議会選挙の投票率は39.51%という結果になりましたが、新たに取り入れられた啓発活動等はあるのか、お伺いいたします。

次に2点目、選挙公報について、公職選挙法第172条の2の規定では、市町村の議会の議員または市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は条例で定めるところにより、選挙広報を発行することができるとなっていますが、導入についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に3点目として、期日前投票についてです。全体の投票率は減少していますが、市役所で行われる期日前投票については、例えば市議会議員選挙を見てみると、今回5,750人、前回選挙時が4,653人と1,097人増加しています。衆議院選挙では、今回7,485人、前回7,632人と147人ほど減少はしていますが、全体の投票者数における期日前投票者数の割合はいずれも増加しています。令和3年第3回定例会において、商業施設等で期日前投票所を検討してはどうかと質問させていただきました。その際は適当な場所の選定が難しいので、商業施設等では考えていないとの答弁でした。確かに民間の施設はいろいろとハードルがあるのは承知していますので、致

し方ない部分もあると思いますが、期日前投票者数の状況を踏まえ、総合体育館やあいあいセンターといった市の施設で検討されてはどうか、お伺いいたします。

最後に４点目として、市議会選挙の開票についてです。今回の市議会選挙において、開票確定時間が深夜の１時２０分となっております。平成２９年の前回は２２時３５分であったことを考えると、大幅に遅くなっています。職員の皆さんが投票から開票まで事務を行っていることに対して、お疲れさまという気持ちは多分に持っているのですが、一方で、投票している有権者は早く結果を知りたいのに、なぜここまで遅くなってしまうのかという声を聞いてます。そこで、今回、このように遅くなっていますが、開票作業をより早く行うために何か取り組んでいることがあるのか、お伺いいたします。

○玉田議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長　おはようございます。福岡議員、１番目のご質問、市議会議員選挙についての１点目、投票率の低下について、新たな啓発活動等の取組はと、２点目、市議会議員選挙における選挙公報導入の考えは、についてをまとめてお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、これまでも投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、街頭啓発をはじめ、各選挙時において、新聞折り込みによる啓発チラシの各戸への配布、懸垂幕や横断幕、のぼり旗の掲出、市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用、広報車による啓発活動を行ってきたところです。加えて、今回の市議会議員一般選挙におきましては、のぼり旗の掲出箇所、本数を増やしたほか、市内スーパー、コンビニへの啓発ポスターの掲示依頼を行い、一層の選挙啓発に努めてまいります。

今後におきましては、従来の啓発活動に加え、国や他市町村における先進事例の状況を参考としながら、効果的な啓発活動の研究、実施に取り組んでまいりますとともに、有権者への投票の判断材料の提供及び選挙に対する意識を高める取組の一環として、市長・市議会議員選挙における選挙公報の導入について検討しているところであります。

選挙公報は、国政選挙と県知事選挙では、公職選挙法により発行が義務づけられておりますが、県議会議員選挙と市町村選挙では任意とされており、選挙公報を発行するに当たっては条例の制定が必要となります。また、市の選挙における選挙公報の発行は、告示日から選挙期日まで１週間と期間が短いため、各立候補者の原稿

の取りまとめや配布を迅速に行う必要がございます。

今後、導入市町村の事例を参考に、提出原稿の様式や選挙公報の配布方法等、制度の導入に必要な事項について検討を進めてまいります。

次に、3点目のご質問、期日前投票の投票者数についてどのように分析しているか、についてお答えいたします。

本市の近年の選挙における期日前投票者数は、投票者数全体の中で3割を超えており、従来は選挙期日当日に投票できない方の特例措置であった期日前投票が、現在では、有権者にとって一般的な投票方法として普及した結果であると考えております。また、期日前投票所の増設につきましては、期間中における選挙システムの運用やスペースの確保、選挙執行の管理に係る人員配置など課題が多く、今のところは増設を考えておりませんが、期日前投票の利用者が増加傾向にある中、期日前投票所の増設については、引き続き検討を続けるべき課題と捉えております。有権者の投票環境を向上させる施策の1つとして、総合的に検討してまいります。

次に、ご質問の4点目、市議会議員選挙における開票作業についてどのように分析しているのか、についてお答えいたします。

現在、投票用紙読取分類機の導入、増設により、導入前と比較して、開票台における投票用紙の整理から氏名確認までが格段に効率化、迅速化され、開票事務全体の流れの円滑化につながっていると考えております。しかしながら、先日の市議会議員一般選挙におきましては、表の点検におきまして、一部の開票立会人が、非常に丁寧に確認されたため、時間を要することとなったものです。

以上です。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

1点目として、開票については、投票用紙読取分類機の導入、増設により、効率化、迅速化を図られているとのことでした。ですが、それにもかかわらず、今回、深夜1時過ぎまでとなってしまった要因はどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、前回の一般質問でも、窓口の業務委託についてお伺いしましたが、市で行っている業務について、全てを市の職員で行うのではなく、委託等できるところはワークシェア、市においては業務の軽減を図っていかなければならない時代だと思っています。

今回は選挙関係でお伺いしますが、民間も含め、市町村間で人の取り合いになっている昨今、業務負担の軽減を図り、職員の流出を防ぐということにもつながる大きな課題だと考えています。コストは多少増えるかもしれませんが、これからの10年、20年を乗り越えていくためにも、市民サービスを向上させた上で、業務負担の軽減ということに取り組んでいていただきたいと思いますので、期日前投票の業務委託等をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、開票作業が遅くなった理由なんですけれども、先日の市議選において非常に時間を要することとなりました。開票立会人による表の点検につきましては、非常に丁寧に確認されたために時間を要したものでございます。

これにつきましては、改善策といたしまして、事前説明において事務内容のより一層の丁寧な説明を行うことや、現場での進行について、円滑な開票事務の実施につながるよう研究に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、業務負担軽減のために、業務委託を考えてはどうかというご質問ですが、投票事務だけに関しましてお答えいたしますと、10月27日執行の衆議院議員総選挙におきまして、投票当日の投票所事務の一部について、人員配置の安定化のため、派遣会社への業務委託を導入実施いたしております。事前調整のための負担増や運用上の検討課題等もありますが、今後の選挙、特に人員が必要な国政選挙の投票日当日の投票所においては、積極的な活用を考えておるところでございます。

一方、期日前投票における業務委託につきましては、現在のところ、本庁舎での期日前投票において、事務都合での交代や選管事務局との協力等、柔軟な対応ができておるため、現在のところは導入を考えておりませんが、人員確保に支障が生じそうな場合や、期日前投票所を増設する場合には、業務委託等が必要になると考えておりますので、今後の導入及び運用につきましては、投票環境の向上及び職員の負担軽減につながるよう、引き続き研究検討してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、ドッグラン広場の運営について質問を行います。

ドッグラン施設につきましては、人とペットの共生する社会の実現ということで、施設整備していただき、令和6年7月に大宮緑地運動公園内にオープンして、利用する市民の皆様からは喜びの声を聞いています。

そこで3点質問させていただきます。1点目として、オープン以来、利用者数はどれくらいとなっているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、施設ではスタッフ等の職員が不在のため、利用者のマナー違反等が発生した場合のトラブルなどを踏まえ、よい点でも悪い点でも反響はどのようなものがあるのか、また、それを今後どのように生かしていこうと考えているのか、お伺いいたします。

最後に3点目として、施設を見てみますと、トイレについては、大宮緑地運動公園内にあるものを利用することになると思いますが、それなりの距離があると思いますので、ドッグラン施設近辺での設置は考えていないのか。また、利用規約には、ふん、その他の汚物は飼い主が必ず持って帰ってくださいとあります。飼い主がふん等の処理を行う上で、手洗い場がない点については、衛生面からも少し課題があるように考えます。ただ、河川の敷地になるので、いろいろと難しい点はあると思いますが、トイレや手洗い場の設置について、市の見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目、ドッグラン広場の運営についてお答えします。

1点目の利用者につきましては、ドッグラン広場に常駐している者がいないため、具体的な人数は把握しておりませんが、晴天の週末には、多いときで25名から30名程度の利用がございます。

2点目の開設後の利用者からの反響につきましては、無料で利用できるドッグラン広場ができたということなど、好評な意見をいただいております。また、今後はドッグラン広場だけでなく、犬と共生できるまちづくりの実現に向け、使用マナーの向上に努めてまいります。

3点目の手洗い場と施設充実の取組についてですが、ドッグラン広場は大宮緑地総合運動公園内の施設であるため、現在設置している公園内の手洗い場やトイレを利用していただくものとしており、現時点では、トイレや手洗い場の設置については考えてございません。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点だけ再質問させていただきます。

河川についてはいろいろと制約があると思いますが、移動可能な簡易トイレ等は設置できないのか、再度お伺いいたします。

また、手洗い場についてですが、大宮緑地運動公園は水道管が引いてあると聞いたことがあります、その辺りの状況を踏まえ、設置可能かどうか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず、移動可能なトイレ、設置できないかということにつきましてお答えします。

先ほどもお答えいたしました、施設内の運動公園、施設内のトイレを利用させていただくものとしており、繰り返しになりますが、現時点では、移動可能なトイレにつきましても設置は考えておりませんので、ご理解をお願いします。

そして、現在、水道を引かれているという部分に対して、可能かどうかという部分につきましては、今現在、水道管のほうへ引いている部分でありますので、可能ではあるかと考えます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、岩出市有料指定可燃ごみ袋についてと、自治会運営についてです。最初に岩出市有料指定可燃ごみ袋（以下、指定可燃ごみ袋）についてご質問をさせていただきます。

ごみの減量化、資源化を図るために、2012年よりごみの有料化を実施しております。有料化の目的として、市民の皆様がごみを排出する際に、手数料を負担するこ

とで、ごみ処理費用を直接見える形で確認でき、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に明確となり、減量行動や資源化の徹底につながる効果が期待できるとのこと、ごみ減量化に取り組む市民の皆様は、費用負担の軽減となり、多量に排出される場合は相応分の負担が必要となるということです。

そして、この可燃ごみの減量に向けては、生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機購入補助事業、紙くずなど、再生資源として使えるものについては、集団資源回収事業などの支援で、市民の皆様が、減量化、資源化に向けて取り組めるよう、様々な事業を実施していただいております。

有料化実施後、7年9か月経過した令和元年度末時点での事業の実施状況及びその成果について、検証を行った結果を家庭系可燃ごみ有料化事業に関する報告書にまとめ、令和2年10月に発表しております。その中で家庭系ごみの排出量は、1人1日当たり有料化、1年前に比べ101.87グラム減少し、473.51グラムと記載されておりました。

そこで、1点目に、家庭系ごみの排出量の現状について、お聞かせをください。

2点目に、現在、指定可燃ごみ袋の種類は20リットル、30リットル、45リットルとございますが、令和3年3月議会にて、私どもの会派からの質問に対し、20リットルの指定可燃ごみ袋の使用数が増えてきているとのことご答弁をいただきました。いわゆる小さい指定可燃ごみ袋の需要が伸びてきているとのこと。それ以降、現在の3種類の指定可燃ごみ袋の使用数についてお聞かせください。

3点目に、市民の皆様方からのご意見に、20リットルよりも小さいサイズの指定可燃ごみ袋をつくってほしいとのご要望を頂戴いたしました。近隣市町、調べてみましたところ、紀の川市では極小サイズのものがあるとのこと、しかし、容量は20リットルということで、岩出市と変わりません。和歌山県下では、海南市、田辺市で15リットルのもの、新宮市に15リットル、8リットルのものが使用されておりました。また、近隣の泉南市、阪南市、泉佐野市などでは10リットル、和泉市では5リットルの超極小サイズのものも使用しておりました。この小さいサイズの指定可燃ごみ袋についても、令和5年6月議会にて、私どもの会派から質問に、岩出市の環境をまもる審議会など、意見を参考にするとのことご答弁でしたが、審議会でのご意見についてお聞かせ願えますでしょうか。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　大上議員ご質問の1番目、岩出市指定可燃ごみ袋についてお

答えます。

1点目の家庭系可燃ごみの排出量の現状は、についてですが、市民1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量で申し上げますと、令和4年度末で462.85グラム、令和5年度末では446.20グラムであり、比較しますと16.65グラムの減量となっています。

2点目の過去の20リットル、30リットル、45リットル袋の可燃ごみ袋の使用数は、について、過去3年間の販売実績で申し上げますと、令和3年度、20リットル袋44万1,220枚、30リットル袋61万7,950枚、45リットル袋77万500枚、合計182万9,670枚、令和4年度、20リットル袋42万3,780枚、30リットル袋、60万5,010枚、45リットル袋75万730枚、合計177万9,520枚、令和5年度、20リットル袋49万1,530枚、30リットル袋65万7,700枚、45リットル袋76万870枚、合計191万100枚となっています。令和3年度と令和5年度を比較しますと、20リットル袋で5万310枚の増加、30リットル袋で3万9,750枚の増加、45リットル袋で9,630枚の減少となっております。

3点目の極小サイズの可燃ごみ袋についてですが、これまで本議会の一般質問や、岩出市の環境をまもる審議会、市政懇談会から、現在の20リットル袋より小さいごみ袋を求める意見が出されております。市といたしましては、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる方々や、独り暮らしの世帯など、世帯構成に配慮するため、20リットル未満の袋の設定について、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 指定可燃ごみ袋の使用数に関して、年度によって変化がございましたので、若干ちょっと分かりづらかった部分あるんですけども、令和3年から5年度にかけて、45リットル袋で約2%ほど減少、30リットルで0.7%の増加とか、20リットルで約1.6%の増加ということでございます。それに伴って家庭系ごみの排出量の減少にもつながっているのではないかなというふうに思われます。

小さい指定可燃ごみ袋の必要性については、小さければごみ袋の価格が安くなるために、購入者の負担軽減、また、高齢者のごみ出し時に運びやすくなり、単身世帯のニーズにも合致するほか、職員が玄関まで収集に行くふれあい戸別収集の負担軽減にもつながる可能性もございます。

そこで1点目の質問ですが、岩出市は世帯数増に対し、人口減の状況下において、独り暮らし世帯数が増えてきていると思うのですが、市内に住む独り暮らしの世帯

数はどれくらいになっているのでしょうか。

2点目として、5リットルぐらいの超極小サイズや10リットルの極小サイズの指定可燃ごみ袋をスーパーのレジ袋として販売する地域が増えてきております。中には、コンビニ等でも販売しているところもございます。昨今、エコバッグの普及により、レジ袋を購入する機会が少なくなってきました。

しかし、急な買物やエコバッグを持っていない場合や、買ったものがエコバッグに入り切らない場合など、有料レジ袋を購入せざるを得ないこともあります。そういったとき、レジ袋代わりに市の指定可燃ごみ袋を購入していただき、ご家庭でごみ袋として再利用いただくことで、使い捨てのレジ袋削減、イコールプラスチックごみ袋削減につながるという取組です。

そもそも大きな指定可燃ごみ袋であれば、幾つかの使い捨てのレジ袋で、ごみを回収し、そのレジ袋とともに指定可燃ごみ袋に入れて、ごみの日に出すといった方が多いのではないのでしょうか。

指定可燃ごみ袋の中には、レジ袋が数枚混在し、余分なプラスチックごみが発生していることになっております。この件につきましても、過去の議会で、私どもの会派のほうから質問に、情報収集に努めていくとのご答弁でしたが、その件についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 大上議員の再質問にお答えします。

まず、独り世帯は全体で何世帯あるのかということにお答えします。令和7年2月末現在で9,457世帯であり、全世帯の38%となっております。

次に、スーパーで利用できるレジ袋を家庭ごみ袋と兼用というところについての考えは、というところでございますが、独り世帯が増加している中、極小サイズ、超極小サイズの需要が高まっていることは承知しておりますが、レジ袋と兼用の指定ごみ袋については、総括事業者である岩出市商工会や取扱事業者との調整や、販売方法、製造コスト、需要枚数の把握など、まだ課題があることから、現時点では考えておりません。まずは、20リットル袋より小さいごみ袋の設定に向け、岩出市の環境をまもる審議会などの意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています。

○玉田議長 再々質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 新しいごみ袋とはいえ、ごみ袋に購入した食材を入れて持って帰るのは

との住民の方もいらっしゃるというふうに思います。

そこで、全国の各自治体が実施しております指定ごみ袋のスーパーのレジでの販売事業の案内を添付いたしました。4点ほどですが、カラフルなもので、市のキャラクターをデザインしたものであったりとか、プロのアーティストによるデザインであったりとか、市民の方々から募集をしたものなど、価格もデザインも様々ですが、いずれもスーパーのレジで1枚売りで対応し、そのまま指定ごみ袋として使用できるものです。添付の資料はほんの一部ですが、全国的に数多くの自治体で実施や実証実験に取り組んでおります。そのまま小さいサイズのごみ袋、デザインもデザイン性のないものも使用しているところも多々多くございます。

岩出市では、物価高騰により指定可燃ごみ袋の価格が、令和8年度に値上がりすることが決定しております。全世帯の40%近くの世帯が独り暮らしとのことでした。この独り暮らしの方々も含め、必要な方々が必要なサイズでより低価格の指定可燃ごみ袋を利用できるよう、前向きに検討していただけるとのことでしたが、近い将来、レジ袋としての販売も見据えて、ぜひこのデザイン性のあるものも含めて検討してはいかがでしょうか。再度お考えをお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　大上議員の再々質問にお答えします。

スーパー等のレジ袋兼用につきましては、先ほど申し上げたとおり、販売、製造コスト、デザイン、様々な課題もあることから、現在のところは考えておりませんが、まずは20リットル袋の小さい袋、この設定に向けて取り組んでまいります。

○玉田議長　これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員　2番目の質問は、自治会運営についてでございます。

日常生活レベルにおいて、住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っているのが自治会です。過去に阪神・淡路大震災、東日本大震災などの災害を経験し、人と人のつながりの重要性を再認識いたしました。行政等の支援のみに依存せず、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。日常的に地域活動が活発なところほど救出率が高かったと言われております。

自治会活動を通じ、地域の人と人のつながりを大切にし、いざというときに助け合えるよう、心がける必要があります。本市といたしましても、日常や地域で発生

する様々な問題や課題は、行政の力だけでは解決が難しい場合が多数あります。誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、地域の皆様と行政の連携が欠かせません。地域の中でお互いに顔を合わせることで、防犯につながり、地域の安全性が向上します。また、交流や触れ合いの場が広がり、地域の連帯感が深まりますと、自治会の重要性について発信しております。しかし、昨今は様々な理由により、自治会を解散したり、個人的に自治会から脱退したりと、地域活動の希薄さが目立っています。

そこでご質問です。昨年度の自治会発足数と解散数は。また、自治会加入世帯数と脱退世帯数について教えてください。

そして、現在、本市の道路環境の改善のほか、様々な取組に伴い、市内のあちらこちらに新しい住宅地がどんどん増えてきております。若い世代の家族が多く新築物件を購入し、転入してきております。しかしながら、新しい分譲地に新築物件が立ち並んでも、夜になると、街灯もなく、真っ暗闇のところがほとんどです。その地域の住民同士のコミュニティが減少しているのが現状です。

そこで、過去3年間の新築分譲地数と、そのうち自治会発足数は、についてお聞かせください。

また、開発に伴い設置されました団地内の公園について、都市公園法に基づいて、公園は地域の皆様に協働作業での管理を依頼している、自治会の活動の一環として対応をお願いするとございます。各自治体では高齢化が進み、維持管理ができず、業者に委託する自治会もございますが、経費の都合で委託できない自治会もあります。この開発に伴い設置された団地内の都市公園の管理状況について、お聞かせください。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　大上議員ご質問の1点目、昨年度の自治会発足数と解散数については、こちらは双方ともにゼロ件でした。

次に、2点目の昨年度の自治会加入世帯と脱退世帯については、令和5年度末時点での自治会加入世帯数は1万4,990世帯でありました。昨年度中の加入世帯、脱退世帯の移動の詳細については把握しておりませんが、令和5年度末と令和4年度末の加入世帯で比較すると、109世帯の減となっております。

次に、3点目の過去3年の新築分譲地数と、そのうち自治会発足数については、過去3年で開発事業を完了した分譲宅地は、令和3年度で8件、令和4年度で14件、

令和５年度で14件、令和６年度は２月末時点で12件となります。また、そのうち発足された自治会はございません。

○玉田議長　事業部長。

○田村事業部長　大上議員ご質問の４点目、開発に伴い設置された団地内の都市公園の管理状況は、についてお答えいたします。

宅地開発等により設置された公園であって、市に帰属を受けた都市公園につきましては、岩出市都市公園条例に基づき、地域住民と行政が役割を分担し、一体となった協働管理を行っています。維持管理の範囲につきましては、清掃、除草、樹木の剪定等の日常維持管理を区自治会等の地元関係者をお願いし、比較的経費負担の大きい公園施設の定期点検や修繕、樹木の伐採、またペンキや除草剤等の原材料支給につきましては市が行ってございます。

○玉田議長　再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員　３点お伺いしたいと思います。

新築分譲地数、過去３年で48か所、そこに転入の世帯数についてはお伺いしておりませんでしたけども、分譲地数からすると相当数の住民が新たに住居を構えたのかというふうに思います。その中で、自治会の発足数がゼロ件ということでした。

転入世帯には転入届出時に、自治会加入についてご説明していただいているというふうに思うんですが、若い世代が生活をする環境で、防犯灯もない、街灯もない、地域コミュニティの希薄もしております。転入時に案内するだけでなく、開発地域にある程度の転入世帯が増えた段階で、自治会加入の促進、また発足の推進など、必要と考えますが、その点についてお聞かせください。

また、既存の自治会の問題点については、高齢化が進み、自治会運営に関わる役員や行事ごとに積極的になれず、脱退を考える世帯が増えてきております。住民の中には、どうにかして自治会運営の存続を維持するためにと日々頑張ってくださっている方々もいらっしゃいます。

この自治会運営に住民の皆様方がご苦労されていることに対し、市としての考えについてお聞かせください。

そんな中でも、自治会運営の行事事の１つに、公園や水路などの維持管理する共同作業がございます。中でもこの公園についてですが、現在は１つの開発につき、よっぽど大きくない限りは、１つの公園の設置ですが、以前の開発地におきましては、幾つもの都市公園の設置がございます。そこで、生活を営む住民の高齢化もあ

り、たくさんの公園を維持管理するためには、市からの助成金では賄い切れないとの懸念もございます。

都市公園の維持管理について、除草剤などの現物支給も行っていたいておりますが、さらに雑草の生えにくくするための工夫として、防草シートの購入補助の手だてを設置するなどの考えはないのでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えします。

まず1点目、自治会加入の促進、それから発足の推進などの必要があると考えるが、その点についての考え方は、ということだったと思います。

自治会の加入促進に関する現在の取組に関しましては、開発事業者から購入者への加入促進、市民課窓口での転入、転居者への加入促進チラシの配布、広報紙への年2回の掲載、それから市ウェブサイトへの掲載を行っております。

今後の取組につきましては、広報紙への掲載回数の増加など、今後、さらなる宅地開発等の状況により、必要に応じて検討してまいります。

それと再質問の2点目、自治会運営に苦慮されているところがあるということだが、市としてどう考えているのかという点でございます。

自治会について、加入世帯数、加入率ともに年々減少傾向にあります。加入率が減少する主な要因といたしましては、高齢化や共働き世帯の増加により、自治会活動に参加できないこと、自治会の役員になることで負担や、現在は自治会に加入せずとも、市の広報紙等も入手でき、自治会に加入するメリット感が感じられないといった自治会組織への理解不足などが上げられます。

これらの要因については、自治会への加入に至らない理由、それから脱退に至る理由にも共通していると考えております。このように区自治会活動においては、高齢化や住民意識の希薄化などから、役員の担い手不足や地域行事への参加確保などで、会員の理解や協力を得ることが難しくなり、自治会組織を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると思われまます。

市としましても、地域における諸問題の解決、大規模災害発生時の共助などには、自治会による地域の連携と取組が必要と捉えております。自治会加入促進の取組として、転入者及び転居者に対して、自治会加入のチラシの配布、広報紙に自治会への加入を呼びかける記事の定期的な掲載等を行っているところです。今後ご理解と意識の醸成のため、機会を捉え、啓発等を行ってまいりたいと考えております。

○玉田議長 事業部長。

○田村事業部長 大上議員の再質問、防草シートの原材料支給についてお答えいたします。

開発事業で設置する公園につきましては、岩出市開発条例に基づく公共公益施設設置基準により、市として戸外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他レクリエーションの用に供するための施設を設ける公共空地としてございます。防草シートの設置は、脱草対策の1つの手段として効果はありますが、公園使用時の安全面や維持管理による景観、衛生面などの問題、また初期コストや劣化具合に応じ交換の必要があることから、市では防草シートの設置は推奨しておらず、開発事業での使用も認めてございません。

このことから、防草シートの原材料支給への追加の考えはございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、井神慶久議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 13番、井神でございます。議長の許可をいただきましたので、3点、一般質問をさせていただきます。

今回は、私自身、岩出駅前に住んでいますので、市長が施政方針で述べられておりました、岩出駅前活性化事業についてお伺いいたします。

昨年の12月23日に、私も地元住民として、駅前活性化事業実施の地元説明会に参加させていただきました。その中で、事務局の説明では、駅前に観光案内所をつくって、岩出市の活性化する旨のお話を伺いました。岩出市では、長い間、人口が微増の状況が続いていましたが、近年になって減少傾向に入っております。日本全体が人口減少傾向の落ちる中、人を呼び込む施策は、どの自治体にとっても必要不可欠なものと私は考えます。

そこで、岩出駅前活性化事業について、2点質問させていただきます。

1点目として、具体的にどのような内容の事業を実施するのか。

2点目に、将来に向けて、岩出市の活性化をどう進めていくのか。この2点についてお聞きいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長 どうも、皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

井神議員ご質問の1番目、岩出駅前活性化事業についてお答えをいたします。

この事業の目的は、岩出駅前を活性化し、交流人口の増加並びに地域経済の活性化を図っていくことと位置づけております。岩出駅前活性化事業では、本市の玄関口であるJR岩出駅前を活性化し、公共交通の利便性を高め、人が行き交うまちの構築を目指し、令和7年度においては、岩出地区公民館の隣接地に観光案内所兼バス待機所を新設し、岩出駅前から観光案内所への歩道整備を進める計画であります。また、県やJR和歌山線沿線自治体で構成する和歌山線活性化検討委員会とも連携をし、岩出駅前の活性化を進めてまいります。

なお、詳細については担当部長から答えさせます。

○玉田議長 事業部長。

○田村事業部長 井神議員ご質問の1番目、岩出駅前活性化事業について、一括してお答えいたします。

岩出市では、新義真言宗総本山根来寺周辺の旧和歌山県議会議事堂や、道の駅ねごろ歴史の丘等において、観光拠点として取組を進めており、観光振興を重点事業の1つとしてございます。観光施設が集約する根来地域と岩出駅前を結ぶ出発点として、観光案内所を設置することで、観光周遊を活性化し、交流人口の増加に向け取り組んでまいります。

また、観光案内所兼バス待機所を新設して終わりにするのではなく、その利活用方策につきましても、今後進めていく予定であり、現在のところ、方向性としては大きく5点考えてございます。

まず1点目、観光案内所での付加価値の高い観光情報の提供、次に2点目、公共交通機関と連携したイベントの実施、3点目、バス発着点の集約化、4点目、地域住民と観光客の交流イベントの実施、5点目、岩出駅と観光案内所を結ぶ歩道でのにぎわい創出でございます。

先ほど市長の答弁にありました、和歌山線活性化検討委員会により、既に進められている事業、施策もありますが、今後は岩出駅前活性化事業において、ソフト・ハード両面での対応が必要になってくると考えております。まずは岩出駅前活性化事業プロジェクトチームを立ち上げ、検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　ありがとうございます。２点、再質問させていただきます。

事業自体が大きな話ですので、具体的な内容の決定はすぐには難しいとは思いますが、私は今後の岩出市の発展のため、地域活性化を考えての施策は必要であると考えております。いよいよこのときが来たのかなと、私は喜んでおります。

今後の方針として、プロジェクトチームを立ち上げ、検討していくということですが、この組織の構成はどのような構成になっているのか。私は、こういった課題は、行政だけではなく、民間を巻き込んだ幅広い議論が必要ではないかと考えておりますので、現時点で、プロジェクトチームの構成メンバーの考え方や、今後の議論の進め方等についてお聞かせください。

２点目として、岩出駅前活性化事業では、地域おこし協力隊を活用されると思いますが、岩出市において初の活用であることと思います。岩出市で採用予定の地域おこし協力隊の活動の内容についてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　井神議員の再質問についてお答えいたします。

プロジェクトチームの構成についてですが、岩出駅前活性化事業実施に当たり、地域住民の声、ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、地域の多様な主体として、産、産業界、官、地方公共団体や国の関係機関、学、大学等の教育機関、金、金融機関、労、労働団体、言、報道機関の参画を促したいと考えています。

地域の多様な主体が連携し、それぞれの知恵と情熱を生かして、地域の可能性を引き出すことで、それぞれが主体性を持って、岩出駅前活性化に必要な課題と施策について議論を進めていきたいと考えています。

次に、地域おこし協力隊の活動の内容についてですが、地域おこし協力隊には、観光案内所での付加価値の高い観光案内情報の提供や、地域住民と観光客が交流できるイベントの企画運営等を行っていただきます。ＳＮＳやネットで簡単に情報が収集できる中、観光案内所でないと入手できない情報、ＳＮＳでは入手できない情報、最新の旬な情報など、付加価値の高い情報を提供することで、観光案内所としての価値を高め、交流人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

○玉田議長　再々質問を許します。

(な　　し)

○玉田議長　これで、井神慶久議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員　２番目の質問としまして、猟友会についてお聞きします。

イノシシなどの有害鳥獣の捕獲が、狩猟に関する講習会の開催などを通じ、地域社会の発展に大きな貢献をしておられるところですが、全国的にその担い手が減ってきていると聞いております。和歌山県猟友会においても、発足してから60年以上が経過し、安全狩猟や事故防止、鳥獣害対策を各支部が中心となり、県猟友会一丸となって強化して実施しているところですが、同様に担い手が減ってきていると聞いております。

そこで３点お伺いいたします。１点目は、岩出市における猟友会の会員の確保はできているのか。また、年齢層はどうか。

２点目、過去５年間の有害鳥獣の捕獲数の状況はどうか。

３点目に、今後、岩出市での人口減少が見込まれる中、会員確保が難しくなるので、例えば市の職員の方に会員になってもらうという考えはあるのか、お聞かせください。

○玉田議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　井神議員ご質問の２番目、猟友会についての１点目、猟友会の会員の確保はできているのか、また年齢層はどうかについてお答えいたします。

令和６年度和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会の会員数は51名となっており、10年前の平成27年度の会員数は54名で、ほぼ横ばいであり、会員の確保はできているものと考えております。

また、年齢層につきましては、40代が５人、50代が16人、60代が12人、70代以上が18人となっており、高齢者の割合が多くなっているのが現状でございます。

次に２点目、過去５年間の有害鳥獣の捕獲数の状況は、についてお答えいたします。

過去５年間の有害鳥獣の捕獲数ですが、令和元年度で、イノシシ197頭、カラス４羽、令和２年度で、イノシシ241頭、カラス２羽、令和３年度で、イノシシ28頭、カラス２羽、令和４年度で、イノシシ159頭、カラス２羽、令和５年度で、イノシシ142頭、カラス３羽となっております。

次に３点目、例えば、市職員が会員になってもらうことは考えているのかについ

てお答えいたします。

和歌山県猟友会では、会員の高齢化や会員の減少などの課題解決の一環として、青年部、女性部を立ち上げ、少しずつですが、活動の幅を広げているとのことでございます。今後は、非常に興味を持っている市職員に対して、猟友会への紹介等、働きかけを行ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、過去5年間の有害鳥獣の捕獲数の状況についてお答えいただきましたが、イノシシの捕獲頭数が、令和3年度は28頭と、他の年度に比べて減少している理由についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 井神議員の再質問についてお答えいたします。

令和3年度の捕獲頭数が減少している理由についてですが、令和2年10月30日に紀の川市で捕獲された野生イノシシ2頭について、県内初となる豚熱ウイルスの感染が確認されたことによる影響と考えてございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 続きまして、3点目です。市内の空き家状況と対策について。

全国的に人口減少、少子高齢化が進み、地方における人口問題が深刻化する中、その1つとして、空き家問題が上げられます。令和6年4月に公表された令和6年住宅土地統計調査の速報集計によると、2023年時点で全国の空き家戸数は900万戸と過去最高となり、空き家率についても13.8%と過去最高となっています。その中でも、和歌山県は全国都道府県ランキングで、徳島県に次いでワースト2位となり、5年前の前回調査に比べて、空き家戸数は6,900戸の増となり、増加の推移をたどっています。

そこで質問です。岩出市で昨年度から人口が減少し、県下住宅の空き家化が進む中、岩出市の空き家の状況はどうなっているのか。また、現在、空き家の対策として、どのような取組を行っているのかについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 井神議員ご質問の３番目、市内の空き家状況と対策についての１点目、岩出市の空き家の現状は、についてお答えいたします。

空き家等対策については、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されて以降、全国的に取組が進められていますが、人口減少及び高齢化社会の進展、また相続問題や既存住宅の老朽化などの問題も重なり、空き家戸数は年々増加し、地域社会における深刻な問題となっております。

総務省実施の令和５年住宅土地統計調査によると、全国の空き家率は、住宅全体の13.8%となり、空き家戸数は過去30年間で約２倍の900万戸となっています。同統計による本市の空き家率については11.0%で、和歌山県の空き家率21.2%を大きく下回り、県下９市で最も低い数値となっています。

一方で、空き家等に対する市窓口への相談については、平成29年度からの累計で延べ132件となり、内容については、分譲地内で未利用となった小規模住宅によるものが多く、草木の繁茂、害虫の発生、ごみの放置など、日常管理による相談が大半であり、倒壊の危険性のある建築物、いわゆる特定空家によるものは、ごく僅かとなっております。

また、市では独自調査として、上水道の中止、廃止、使用水量を基に、市内の未利用物件を把握するための調査を毎年実施し、令和６年度調査で534戸の未利用物件を把握してございます。

本市においても、今後の人口減少や少子高齢化の影響による未利用物件の増加に伴い、管理不全空き家に対する相談の多様化、複雑化は予測されます。これら解消困難な物件の発生を抑止し、早い段階での対策を講じることができるよう、引き続き市内未利用物件及び管理不全空き家の状況把握に努めます。

次に２点目、空き家対策としてどのような取組を行っているのか、についてお答えいたします。

空き家等対策につきましては、土地、家屋ともに私有財産であることが最大の問題であり、法的措置なしに行政が処分することはできないため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、相談を受けた管理不全空き家に対し、現地確認、所有者等の調査を行い、他法令との連携を図りながら、所有者等に問題改善及び適正管理を促すための指導通知を送付してございます。

現在、市に問合せのあった物件の改善率は79.5%で、遠隔地居住や金銭的負担、

相続に対する問題など、時間を要するケースもありますが、継続して指導を行うなど、粘り強く対応を進めているところでございます。

さらに、市では利用可能物件の利活用を促進し、物件の再流通を図るための支援として空き家バンク事業、管理困難となっている空き家の除却を行い、地域の環境整備を行うため地域土地再生事業の2事業を令和5年度から立ち上げ、将来に向けて、管理不全空き家の抑止と住環境の整備に取り組んでいます。

事業実績につきましては、令和7年2月末時点で、空き家バンク事業では、新規登録件数が7件で、うち1件の売却実績となっています。また、地域土地再生事業につきましては、中島地区2件、山崎地区1件の計3件の受託実績で、うち中島については狭隘な接道を解消し、空き家等跡地を建築可能地とするため、セットバックによる道路幅員4メートルの拡幅整備を併せて実施しています。

事業要件により、全ての空き家等が対象にはなりませんが、1件でも多くの方に制度をご利用いただけるよう、市に問合せのあった管理不全空き家や上水道給水中止情報に基づく市内未利用物件の所有者等に対して、ダイレクトメールによる周知を行うとともに、広報、ウェブサイト、ポスター、チラシによる啓発など、積極的な働きかけを進めながら、広く事業周知に取り組んでいます。

今後も空き家等への管理指導に加え、利用可能な物件の活用促進と土地の再活用に取り組めます。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の3番目の質問を終わります。

以上で、井神慶久議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開をいたします。

休憩 (10時41分)

再開 (10時58分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、1番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1番、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式

で一般質問させていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

今回は2月2日に行われた市議会議員選挙についてと、2番目に、災害用備蓄品について、3番目に、山火事への備えについてお聞きをいたします。

まず最初に、2月2日に実施されました市議会議員選挙の開票確定が夜中の1時20分になった要因について、お答えいただきたいと思います。

私も、衆議院議員選挙、参議院議員選挙での開票立会人の経験がございますが、選挙区、比例区のボリュームに比べ、単独の市議会議員選挙で、これだけの時間を費やした要因がよく分かりません。遅くなった要因について、詳細な説明を求めます。

2番目に、投票率が39.5%と4割を切った要因と、今後の投票率を引き上げていくための方策について、選挙管理委員会としてどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

ちなみに、近隣の市町村の議員選挙について投票率を調べますと、身近の選挙から申し上げますと、令和6年9月執行のお隣の泉南市、42.85%、令和5年9月、同規模の自治体であります大阪の交野市の議員選挙が49.84%、令和5年4月の四條畷が43.79%、大阪狭山市47.64%、近隣の和歌山市では44.23%、橋本市50.96%と、他市と比較しても大きく見劣りします。

これらを踏まえてご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 梅田議員、1番目のご質問、令和7年2月2日執行の市議会議員選挙一般選挙についての1点目、投票結果の確定が、2月3日の午前1時20分と大変遅くなった要因は何なのか具体的に、についてお答えいたします。

先日の市議会議員一般選挙におきましては、表の点検におきまして、一部の開票立会人が非常に丁寧に確認されたため、時間を要することとなったものです。

次に2点目のご質問、投票率も過去最低の39.51%であったが、今後の投票率を引き上げていくための方策について、選挙管理委員会としてどのように考えているか、につきましては、選挙管理委員会といたしましては、これまでも投票率の低下傾向に歯止めをかけるべく、街頭啓発をはじめ、各選挙時において、各種の啓発活動を行ってきたところです。

今後におきましては、従来の啓発活動に加え、先進事例の状況を参考として、効果的な啓発活動の研究、実施に取り組んでまいりますとともに、市長、市議会議員

選挙における選挙公報の導入について検討しているところであります。選挙公報は、県議会議員選挙と市町村選挙では任意とされており、選挙公報を発行するに当たっては条例の制定が必要となりますので、今後、導入市町村の事例を参考に、検討を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいま選管のほうからご答弁あったんですけども、2点お聞きいたします。

選挙公報の導入を検討しているとのことご答弁がありましたが、これは市広報のように、全戸手配りになるのか。また、配布時期はいつになるのか、お聞きをいたします。

2点目に、同僚議員の質問でもありましたが、再度お聞きいたします。開票立会人の1人が丁寧に点検作業されたために遅くなったとのことですが、同時に、市民の方々が関心を持って結果を待っていただいているわけですから、ある程度、スピード感も要求されると思います。しっかりと事前の研修も必要だと思いますが、選管の答弁を求めます。

3点目に、広報車での啓発活動はどのようになっているのか。もっと頻度を上げてほしいと思うのですが、選挙管理委員会の答弁を求めます。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

選挙公報の配布方法につきましては、選挙公報発行から印刷、配布までの期間が1週間であることから、現時点では全戸手配りは難しいものと考えております。期日前投票所や公民館等への設置、市ホームページへの掲載のほか、より効果的な配布方法について検討を進めてまいります。配布時期につきましては、告示日に提出された原稿を取りまとめてから選挙公報を作成することになるため、告示日の翌日以降の配布開始になると考えております。

2点目の開票作業の円滑化について、事前研修ということですが、開票立会人への事前説明につきましては、開票立会人が決定するのが選挙期日の3日前となるため、当日の開票作業前に行っております。開票立会人の事務内容等の説明をより一層丁寧に行うことで、現場での進行について、円滑な開票事務の実施につながるよう研究に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、３点目の広報車の活動についてです。告示日以降、午前、午後と１日２回、各１時間程度、市内全域を広報車において広報活動を行っておるところです。これらの広報活動につきましても、内容等精査いたしまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、梅田哲也議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ２番目に、岩出市における災害用備蓄品についてお聞きをいたします。

食は健康、ひいては生命の維持をするために必要不可欠な要素でございます。取りわけ災害が発生した際には、自治体に開設した避難所においても、住民の健康を維持し、災害関連死を防ぐという観点から、食の備え、自治体の重要な責務の１つとも言えると思います。しかしながら、食事の質・量ともに備蓄が十分とは言えない自治体も少なくないと言われてしています。

加えて、十分な食事の備蓄・供給があっても、実際には食べることができないケースも被災地では見られるそうです。災害時においては、通常の食事では対応できない住民の方々、特に高齢者、乳幼児、慢性疾患患者、食物アレルギーのある方等が避難所に来られるケースもあると考えます。

一方で、避難所には、これら要配慮者が取ることができる食事を備蓄していないケースも少なくなく、避難が長期化すれば、健康被害が発生すること考えられます。また、食料の備蓄の基本は、飲料水、主食、副食の３種類ですが、備蓄している食料にも偏りのあるケースもあり、主食のみではなく、副食など、バランスの取れた食料の備蓄・管理が必要であると思います。

東南海・南海地震の発生確率が30年以内で80%以上と言われる昨今の状況を踏まえて、３点お聞きいたします。

まず１点目、岩出市では災害に備え、食料、水、その他生活必需品を確保していると思いますが、具体的にどのようなものを何日分につき何人分確保しているのか。また、冒頭申し上げました要配慮者への食料備蓄は用意しているのか、お聞きをいたします。

次に、昨今は、６月以降、夏場は大変暑い日が多くなっていますが、災害は暑い夏場も待ってくれません。高温な体育館への避難も想定されますが、スポーツドリ

ンク等の塩分を含む飲料の備蓄はあるのか、お聞きをいたします。

次に３点目に、小中学校の体育館の暑さ対策は、現状、エアコンがない中、大型扇風機、移動式エアコンの手配は可能か、お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員のご質問、災害用備蓄品についての１点目、災害時の備蓄食料、その他生活必需品を具体的に、何日分、何人分確保しているのかについてお答えいたします。

市では、現在３万５,０００食相当の備蓄食料を整備し、各避難所等へ分散備蓄しております。巨大地震が発生した場合の１日後の岩出市内での避難者数が約１,３００人と想定されており、１日３食の計算で、日に約３,９００食が必要となります。単純計算でいくと、約１週間分程度の備蓄食料数となりますが、避難者が徐々に増加することが予想されており、実際は３日分程度と考えております。

具体的な備蓄品といたしましては、お湯または水を注ぐだけで食べられるアルファ米を中心に、水の確保が困難な場合を想定し、調理不要なパン、クラッカー、乾パン等を整備しております。また、高齢者等で硬いものを食べることが困難な方向けに、固形物以外のレトルトや、フリーズドライのスープ、野菜ジュースを整備しているほか、乳幼児用の粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶とともに整備しております。

なお、食物アレルギーをお持ちの方への配慮として、特定原材料２８品目不使用のアルファ米、米粉パン、ライスクッキーを備蓄しているほか、乳幼児用の粉ミルクについても、アレルギー対応のものを備蓄しております。

続いて２点目、夏の季節、高温な室温に避難する際、スポーツドリンク等の塩分を含む飲料の備蓄はしているか、についてお答えいたします。

現在、スポーツドリンク等の備蓄は行っておりませんが、大規模災害時にはスーパーネゴロ、マツゲン、エバーグリーンなどと物資調達に関する協定を締結しており、ご質問にあるスポーツドリンク等の飲料品をはじめ、食料品、日用品を調達することとしております。なお、大塚製薬とも同様の協定を締結しており、スポーツドリンクの調達も可能となっております。

続いて３点目、体育館での暑さ対策についてお答えいたします。

現在、避難所となっている体育館のうち、市民総合体育館には空調設備がありますが、市立体育館や各小中学校の体育館には空調設備がございません。大型の扇風

機を各避難所に配備しているほか、大規模災害時には、レンタル業者との協定により、スポットクーラー等の調達が可能となっております。

避難所での暑さ対策を含めた健康管理は重要な課題の1つとして考えております。那賀医師会等との連携を密にし、避難所巡回等による健康状態の把握を行うなど、避難生活の環境改善に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいま、大型扇風機を市立体育館、小中学校体育館に配備しているのですが、真夏の災害も当然ながら想定され、多額の費用が必要となってきますので、年次計画を立てて、自家発電機の配置及び空調設備を設置する必要があると考えます。

そこで、2点再質問いたします。

地域防災用上、大規模避難所に年次計画を立てて、自家発電機を配備することに対する市長のお考えをお聞きいたします。

また、施設管理者として、市立体育館、小中学校体育館に年次計画を立てて、空調設備を設置することに対する教育長のお考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

災害用に自家発電機を年次計画的に配備する考えは、ということだったと思います。空調設備が稼働できるほどの自家発電機を整備する予定は、現在のところございませんが、非常用自家発電機の重要性は認識しております。市では、市役所本庁舎、それから、あいあいセンター、船山地区公民館に自家発電施設を設けているほか、令和2年度から令和5年度にかけて、交通公園、東公園、さぎのせ公園の3公園に自家発電設備を整備しております。また、令和6年度には、情報収集や通信手段の確保を主な目的として、各避難所へポータブル電源を配備しており、避難所の環境改善に努めているところでございます。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 梅田議員の施設管理者として、小中学校等への空調設備の設置についてお答えいたします。

大規模避難所となる小中学校体育館への年次計画を立てた空調整備については、令和6年12月議会において、大上議員から同内容の一般質問をいただいております。

その際の答弁のとおり、大規模避難所となる小中学校体育館への年次計画を立てた空調整備については、再来年、令和８年に計画の見直しの年度予定として進めております。なお、計画作成に当たっては、キュービクルの改修費用など、多額な費用が必要であり、その積算には詳細な調査検討が必要と考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、梅田哲也議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ３点目に、山火事への備えについてお聞きをいたします。

２月２６日に発生した岩手県大船渡市の山林火災は、市の面積の９％の面積２,９００ヘクタールを焼いて、やっと３月９日に鎮圧されました。また、家屋の被害も７９棟が全焼と、被害のあった家屋が全部で２５０棟確認されているそうです。被害に遭われた大船渡市の方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、政府の一日も早い復旧・復興対策を望むものです。

そこで、岩出市においても、ここにいらっしゃる方の多くが生まれる前の話でございますが、私が小学校５年か６年生の頃、根来山から土仏峠にかけて１週間ぐらいの山火事が発生した記憶がございます。その後、２０年ぐらい前にも緑化センターの南の山から出火した記憶があります。

そこで、岩出市における過去の山火事の発生状況と、その原因についてお聞きをいたします。

現在の岩出市における山火事の予防啓発活動について、その取組状況を教えてください。

また、岩手県の大規模山林火災を踏まえて、さらに取り組むべき課題はあるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員のご質問、山火事への備えについての１点目、岩出市における山火事についてお答えいたします。

那賀消防組合に確認しましたところ、平成１７年に東坂本、近大付近で、平成８年に根来、そして４０年前に雄ノ山峠付近で発生しております。

要因につきましては、いずれの火災も明確なものではなく、断定できないとのこと

ですが、一般的に、過去に発生した林野火災のうち、原因が明らかなものについては、たき火が32.5%で最も多く、次いで火入れが18.9%、放火、これ疑いも含むんですが、7.6%となっております。

続いて2点目、山火事の予防・啓発活動について、現在の取組状況は、についてお答えします。

市では、全国火災予防運動の実施期間に合わせ、岩出市消防委員会、消防団、婦人防火クラブ、那賀消防組合と合同で年2回の街頭啓発を実施しているほか、消防団が各部隊担当地域においてレッドパトロールを実施しております。また、毎年12月に実施している1日防火デーにおいて、消火器の無料詰め替えを実施するなど、火災の予防、拡大防止に努めております。さらに、那賀消防組合では、同じく全国火災予防運動の一環として、林野火災予防対策の推進を重点目標の1つに掲げ、林野火災防御訓練の実施をはじめ、車両での山間部への巡回防火広報の実施や、林道等への林野火災予防啓発立て看板の設置を行っております。

続いて3点目、岩手県の大規模山林災害を教訓として、さらに取り組むべき課題はあるのか、についてお答えします。

林野火災は、性質上、火災が広がりやすい環境であることはもちろんのこと、水利や車両進入道の確保に制限があり、岩手県大船渡市での例を見ましても、消火活動が大変困難であり、課題となっているのが、延焼拡大を防ぐ迅速な初期消火と、それを行う人員確保です。その中で、地元消防団は、地形や居住実態などに精通している方も多く、林野火災の消火活動においても重要な役割を担うと考えております。

また、府県協会のある和泉山脈での林野火災防御のために、阪和林野火災消防相互応援協定を締結しており、人員、車両、資機材等の相互応援体制を取っております。構成団体といたしましては、和泉山脈に隣接する市町や消防組合、17団体で構成されており、平時から消防団も参加しての林野火災防御訓練を実施しております。引き続き円滑で迅速な消火活動ができるよう、各関係機関と連携・強化を図ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させてください。

1点目、3月9日のNHKの近畿のローカル番組で、枚方・寝屋川消防組合と大阪広域生コンクリート組合が3年前に結んだ連携協定に基づき、山林火災が各地で

相次ぐ中、枚方市でコンクリートミキサー車に積んだ水を使って山火事を消火する訓練が行われておりました。山林火災では消火用の水源が少ないため、大変効果的な施策だったと思います。岩出市でも生コン組合との連携を早急に検討してはどうかと思いますが、お答えください。

2点目に、消防団により、山麓部、林道でのパトロールを秋から冬にかけて実施してはどうかと思いますが、いかがですか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

コンクリートミキサー車に水を積んで、山火事の対応ということで、生コン組合との連携を検討してはどうかというご質問だと思います。

水利の確保が困難な林野火災におきまして、コンクリートミキサー車での給水は非常に有効だと考えております。那賀消防組合においては、平成29年に和歌山県広域生コンクリート協同組合紀北支部と、災害発生時における消防用水等の運搬に関する協定を締結しており、実際にコンクリートミキサー車に水を積み、想定火災現場に向かう訓練も実施いただいておりますので、引き続き連携を図ってまいります。

それと2点目、秋から春にかけて消防団による山林でのパトロールを実施してはどうかというご質問だったと思います。

山林部を含めた消防団によるパトロールについては、全国火災予防運動の実施期間に合わせ実施しております。全国火災予防運動は、火災が起こりやすい時期である秋から春にかけて、年2回実施され、秋季は11月9日から15日まで、春季は3月1日から3月7日までの各1週間の期間となっており、那賀消防組合をはじめとする各関係機関と連携し、引き続き火災予防啓発に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 1点だけお願いします。

今、那賀消防と和歌山広域生コン組合との災害協定があるという話でございましたが、岩出市と消防団は必要ないのでしょうか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

那賀消防と生コン協同組合の紀北支部との協定は結んでおるけども、市と消防団との協定は必要ないのかということなのですが、実際、山火事が起こりますと、この間の岩手県の例でもございますように、那賀消防だけが行う、消防団だけ行うという形ではないかと考えます。特に那賀消防におきましては、大きなポンプ車等も備えられておりますので、もちろん共同で消火に当たる形にはなるかと思います。一旦、今のところは、那賀消防組合のほうと生コン協同組合さんのほうでの締結された協定に基づき、消火活動を進めていただくとともに、もちろん消防団としても協力いただくように、うちのほうからお願いするような形、もちろん市もそのバックアップをするような形になるかと思います。

○玉田議長　これで、梅田哲也議員の３番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告５番目、３番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員　３番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、第３次岩出市長期総合計画について、大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化について、岩出市公式ＳＮＳについての３点をお伺いいたします。

最初に、第３次岩出市長期総合計画について質問を行います。

第３次長期総合計画については、前期基本計画が令和７年度をもって満了し、後期基本計画が令和８年度からスタートすることから、後期基本計画を令和７年度内に策定されると認識しております。近年、情報化社会、物価高など、様々な社会情勢の変化が進み、前期基本計画が策定された頃よりも、さらに市民ニーズの多様化、複雑化が進み、市民への期待も増す一方だと感じます。

そこでご質問いたします。後期基本計画では、どのようなまちづくりを進めていくのでしょうか。

次に２点目として、岩出市は少しずつではありますが、人口減少が始まりました。日本全体の問題ではありますが、人口減少、少子高齢化の問題について、岩出市でも今まで以上に力を入れていかなければならない状況にあると感じます。

そこでご質問いたします。人口減少、少子高齢化への対応をお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員のご質問の1番目、第3次岩出市長期総合計画についてお答えします。

まず1点目の後期基本計画では、どのようなまちづくりを進めていくのか、についてですが、第3次岩出市長期総合計画の後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画であり、令和7年度中に岩出市長期総合計画審議会への諮問を経て策定する予定です。そのため具体的なまちづくりの施策等については、これから策定していくこととなりますが、今年度実施しました住民アンケートや、前期基本計画の検証の結果等を踏まえながら、後期基本計画の策定を進めてまいりたいと思います。なお、この審議会には、市議会からも2名の議員に委員としてご審議をしていただく予定としています。

次に、2点目の人口減少、少子高齢化への対応につきましては、前期基本計画の策定時においても、少子高齢化による人口減少を見込んだ上で、10年間の基本構想を定めており、基本構想では、人口減少への抑制対策として、地方創生への取組を進めるとともに、市民一人一人がそれぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、全ての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指すとしております。

全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、本市も既に令和5年度末から人口減少に転じておりますが、今後の後期基本計画についても、この基本構想に従いながら、できるだけ人口減少を抑制できるよう有効な施策を盛り込んだ計画策定に取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点、再質問いたします。

まず1点目ですが、ご答弁の中にありました住民アンケートについてですが、市のホームページに掲載されているまちづくりアンケート調査結果報告書によりますと、年代別の19歳以下から40歳代及び80代の回答者数が少ないように見受けられます。全体の回収率も31.76%と少し厳しい結果だなと感じております。よりよいまちを目指す後期基本計画策定のためにも、年代別ではもう少しバランスよく、全体では、より多くの方に回答をいただく必要があるのではないのでしょうか。次回、同じようなアンケートを実施する際の回収率を上げるための対策はございますか。

次に2点目としまして、人口減少についてですが、前期基本計画の中にありました令和12年度目標人口の5万3,800人に早くも迫っており、このままだと目標人口

を下回ると思いますが、いかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員の再質問にお答えします。

まず、1点目のアンケート調査の回収率を上げる対策案は、についてですが、第3次岩出市長期総合計画後期基本計画の策定に向けたまちづくりアンケートにつきましては、岩出市に在住の18歳以上の男女から、各年代の人口割合に応じた2,500人を抽出し、アンケート用紙を発送しております。回収率を年代別に見ますと、議員おっしゃるように、10代から40代の若年層の回収率が最も低いということは否めません。今後のまちづくりアンケート調査の実施につきましては、ウェブ回答を取り入れるなど、検討を重ね、回収率の向上に努めてまいりたいと思います。

次に再質問の2点目、目標人口を下回るのではないかについてですが、令和3年に策定しました第3次岩出市長期総合計画基本構想における令和7年度の推計人口は5万3,864人としております。令和7年2月末時点の人口が5万3,848人と推計を若干下回ってはおりますが、基本構想のまちの将来像でも人口減少を見込んでおりますので、目標の変更は現在のところ考えてございません。

今後とも地方創生への取組を進め、できる限り人口を維持できる計画策定に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目の大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化について、質問を行います。

大宮緑地総合運動公園については、ドッグラン広場のオープンの影響もあり、毎週末、大変多くの方が訪れているようであります。スケートボード場においても、スケートボードがオリンピック公式種目となったことで、全国的にも人気が加速しており、オリンピック金メダリストが岩出市から誕生するなどの影響もあり、大宮緑地総合運動公園に設置されておりますスケートボード場は、岩出市外からも子供から大人まで多くの方が利用に訪れている状況であり、中には有田市から電車で訪れている中学生や大阪から県を越えて訪れている方もおられます。

しかし、岩出市のスケートボード場と比べると、岩出市からほど近い和歌山市雑賀崎のスケートパーク、つつじが丘総合運動公園のスケートボード場、泉南ロングパークのスケートパーク、いずれもよりにぎわっており、大変多くの岩出市民の方も利用に足を運んでいるのが現状であります。

要因の1つとして、ほかのスケート施設には設置されているセクションが、大宮緑地総合運動公園のスケートボード上にはないことが考えられます。セクションとは、スケートボードなど、競技を行う上で、多くの競技者が使用する障害物のことです。それぞれのスケートパークごとにほかと違ったセクションが設置されております。そういったセクションを求め、時には県を越えて、地元以外のスケートパークを訪れるといった現状があります。

大宮緑地総合運動公園のスケートボード場にもセクションを設置することによって、地元の競技者の成長を促進し、岩出市を代表する新たなスケートボード選手の誕生につながり、また市街地からも近い場所でもありますので、岩出市のPRや活性化にもつながるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。今後、スケートボード場にセクションを設置する予定はないのでしょうか。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長　西野議員ご質問の2番目、大宮緑地総合運動公園の今後の施設の強化についてお答えいたします。

ご質問のスケートボード場につきましては、2021年夏に開かれた東京オリンピックのスケートボード女子パークで金メダルを獲得した四十住さくら選手をたたえて、地元の和歌山県岩出市に、初心者から楽しめるスケートボード場として設置したものです。設置後、使用許可申請により把握している利用者数は、令和3年度が1月のオープンからの3か月で66人、令和4年度が202人、令和5年度が198人、令和6年度は2月末現在で92人となっております。

スケートボード場にセクションを設置する予定についてですが、本市のスケートボード場は無料で初心者から楽しめる練習場として設置したことから、現在のところ、セクションを設置する予定はございません。

○玉田議長　再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員　1点、再質問いたします。

最初の質問でもあったように、年代問わず多くの方が利用している現状があり、総合体育館で把握している利用者数よりも、実際は多くの方が利用していると思われます。施設を利用する上で、使用許可申請の届出は必ず必要であると考えますが、特に小中学生が利用する場合、総合体育館で一旦申請して、スケートボード場を利用するというのはハードルが高く、申請できずに利用している可能性もあり、正確な利用者数の把握、そして、より楽しくスケートボード場を利用してもらうためにも、申請方法の改善方法はないでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

スケートボード場の利用に当たっては、岩出市体育館及び市民スポーツ広場使用規則の規定に基づき、利用日の14日前までに申請し、許可を受けなければならないとされております。もし、議員ご指摘のとおり、市で把握している利用者数よりも、実際は多くの方が利用しているということであれば、正式な手続で利用するよう、その方々への申請及び許可に関する周知をお願いしたいと思います。

併せて、市でも規則に基づく申請及び許可が必要であることをウェブサイトなどでさらに周知、広報するとともに、申請方法の改善についても、今後、他の公共施設の予約の見直しに合わせて検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、3番目の岩出市公式SNSについて質問を行います。

岩出市では、行政への市民参加を図るための取組として、SNSなどの多様な媒体を活用した公告による行政情報の発信を行っている認識しております。近年、SNSで情報を得ることが多い社会ですので、とてもありがたい取組だと感じております。現在、岩出市が活用しているSNSは、LINE、Facebook、YouTubeと認識しております。これらはそれぞれ利用者層が異なっているとのデータがあり、他にもInstagram、X、旧Twitterです。TikTokなど、多くの方が利用されている媒体がございます。

そこでご質問いたします。現在、市で既に活用しているSNS以外の公式アカウ

ントを増やす予定はあるのでしょうか。

次に２点目として、総務省の調査によりますと、各ＳＮＳの利用率は、ＬＩＮＥが94.9%、ＹｏｕＴｕｂｅが87.8%、インスタグラムが56.1%、Ｆａｃｅｂｏｏｋが30.7%と、ＬＩＮＥの利用率が一番となっております。年代別のＬＩＮＥの利用率は、10代が95%、20代が99.5%、30代が97.9%、40代が97.8%、50代が93.7%、60代が86.3%と、非常に高い利用率となっております。また、民間の調査ですが、70代が69.5%、80代が41.5%と、各世代の方々が利用されております。

現在、岩出市公式ＬＩＮＥアカウントの登録者数は約2,500人ほどだと思いますが、今後公式ＬＩＮＥを今まで以上に活用することで、情報の発信だけでなく、災害時における注意の呼びかけなど、これまで以上により詳細に多くの市民の方々と届けられるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。現在、岩出市公式ＬＩＮＥの登録者数を増やすためにどのような取組を行っていますか。

○玉田議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長　西野議員ご質問の３番目の１点目、新しいＳＮＳ公式アカウント等を増やす予定は、についてお答えします。

現在、本市では、ＳＮＳ公式アカウントとして、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、ＹｏｕＴｕｂｅ、ＬＩＮＥを開設し、広報媒体として活用しています。新たなＳＮＳ公式アカウントの開設については検討を続けており、特に比較的若い年齢層の方への行政情報の訴求性や関係人口を増やすための広報媒体として効果的であると考えています。

ＳＮＳにはそれぞれ特徴がありますので、現在活用しているＳＮＳとの連携や、より効果的な運用ができるよう、活用目的、方法を含め、新たなＳＮＳ公式アカウントの開設について、令和８年度に迎える市制施行20周年に向け、検討を重ねてまいります。

○玉田議長　総務部長。

○広岡総務部長　西野議員ご質問の２点目についてお答えいたします。

岩出市ＬＩＮＥ公式アカウントは、令和５年２月から運用開始、広報紙やウェブサイトへ記事を掲載することで周知を行い、令和５年度末時点では1,083人の登録がありました。今年度、令和６年度の主な取組といたしましては、利用者の方にとって必要な情報を受け取りやすくするために、配信カテゴリーの見直しを行い、その内容について、広報７月号で特集記事を掲載しました。その効果があり、２月28

日時点で2,451人の登録となりました。昨年度末時点と比較しまして、約2.3倍の登録数の増加となっております。

また、令和7年度は、小中学生の保護者の方にチラシを配布する予定にしており、子育て世帯の登録者数の増加を図ってまいります。また、少しでも多くの住民の方の目に触れるよう、毎月広報紙に二次元コード、QRコードを掲載するようしております。LINEはSNSの中でも全年代の利用率が多いため、今後も広報紙やチラシなどで周知に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点ございます。まず1点目、SNSアカウント増加について、ご回答にありましたように、比較的若い年齢層への情報発信、公告媒体としての効果はとても大きいと感じます。関係人口にとどまらず、定住人口の安定化のためにもご答弁いただきましたように、ご検討を進めていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

次に、2点目として、LINEの登録者数を増やす取組に関してですが、QRコードなどを掲載したビラを公共施設やスーパーマーケット、コンビニなど、多くの市民の方々が利用する商業施設へ掲示してもらうなどの取組は行えないでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 西野議員の1点目の再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、今後もSNSを含め、広報媒体を活用し、市内外へのPRや市民の利便性の向上に努めてまいります。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 西野議員の再質問についてお答えいたします。

LINEのQRコードなどを公共施設とか商業施設に掲示してもらうなどの取組は、ということだったと思います。

各公共施設につきましては、QRコードを記載したポスターを掲示するとともに、利用方法についてのチラシを置くなど、周知を行ってまいります。また、多くの市民の方が利用される商業施設につきましては、ご協力していただける施設がございましたら、検討させていただきます。

なお、登録者数を増やす取組といたしましては、口コミなども重要なPRとなります。議員の皆様方もぜひとも周囲の方々に岩出市LINEアカウントをPRして

いただき広めていただきますようお願いいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の3番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時48分)

再開 (13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、防犯カメラと災害用備蓄物資について、一問一答形式にて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、防犯カメラについてです。

岩出警察署犯罪情勢のデータによると、和歌山県下の市町村別犯罪率で、本市は令和5年度、犯罪率6.12でワースト1位となっております。この犯罪率というのは、人口1,000人当たりの犯罪認知件数であり、令和5年度は人口5万4,278人に対して、犯罪認知件数332件から計算されております。

本市は、令和4年度は犯罪率4.45でワースト4位と公表され、近年の和歌山県下では犯罪率上位の都市であり、その中でも道路や公園などに起きる街頭犯罪が多いとのデータもあります。

防犯カメラの設置については、近年、多くの自治体で通学路や公園、街灯や店舗などへの設置が進められており、不審者から子供たちを守り、ひったくりや窃盗などの軽犯罪や、近年増えている闇バイトなどの凶悪な犯罪などの抑制、また犯罪が起こった際の証拠の確保といったことが期待されるものであります。実際に私の自宅において、小学校が対面にある立地のせいもあってか、和歌山県警より防犯カメラのデータを見せてほしいとの捜査協力依頼が度々あり、捜査に協力させていただいております。

以上のような状況を踏まえ、3点質問させていただきます。

1点目として、令和3年3月策定の第3次岩出市長期総合計画には、安心して暮らせるまちを目指し、防犯カメラの設置の検討を進めているとの記載がありますが、現在、岩出市において、防犯カメラの設置状況についてお答え願います。

2点目として、現在、岩出市に設置されている防犯カメラの効果、実績についてお答え願います。

3点目として、第3次岩出市長期総合計画において、防犯カメラの設置については、プライバシー保護やデータ等の管理体制などの問題点が多いため、市独自ではなく、コンビニなどの事業所の設置カメラとの連携について、調査検討するとの記載がありますが、現在の進捗状況についてお答え願います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員ご質問の防犯カメラについて、お答えいたします。

1点目の市内の防犯カメラの設置状況についてですが、市として庁舎管理目的以外で運用している防犯カメラの設置はございません。当市では、和歌山県警と岩出市子ども安全パトロール隊との間で管理委託契約を結び、25台の防犯カメラを岩出市内の主要交差点など、公共性が高い場所に設置し運用しておりましたが、カメラの付け替え等に伴い、令和4年4月以降は和歌山県警察において運用されています。

2点目の防犯カメラの効果、実績については、警察に問い合わせたところ、効果、実績についての取りまとめは行われていませんが、捜査等に活用しているとのことです。

3点目の防犯カメラと市内事業所に設置しているカメラとの連携については、岩出市長期総合計画におけるカメラの連携について、防犯カメラが警察の運用となったことから、連携の予定はございません。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 昨今の情勢を踏まえ、今後、防犯カメラの需要は高まっていくと考えております。今後、安心して暮らせるまちづくりのため、本市として防犯カメラの必要性について、見解をお答え願います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

防犯カメラについては、情報把握や防犯上有効な手段の1つであるとは考えますが、プライバシーの保護や設置の責任の所在など、留意すべき事項や解決困難な問題も種々あると考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年では、防犯カメラは、太陽電池で稼働するものやインターネットやスマートフォンを活用し、無線に対応しているものなど、性能の向上が図られ、安価に手に入るようになり、個人宅での設置も増えております。自治体によっては、自治会や個人宅向けの防犯カメラの設置に補助金制度を設けているところもあるようです。

それらを踏まえ、本市として、防犯カメラ設置の補助金制度の導入について、見解をお答え願います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

補助金制度の導入については、先ほど述べたとおり、課題が多くありますので、現在のところ予定はございません。市におきましては、青色パトロールや地域と連携した防犯街頭啓発を行っているほか、警察から特殊詐欺の発生情報を得て、防災行政無線等による広報を行うなど、各種防犯活動に努めているところであり、ご理解をお願いいたします。

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に2つ目、災害用備蓄物資についてです。

和歌山県の公式ホームページには、南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が、今後30年以内に発生する確率は80%程度と公表されています。また、近年では、全国各地で豪雨災害や、直近では大雪による災害、大規模な山火事など、様々な自然災害はいつ何どき、どこで起きてもおかしくないという事案が日本国内で多数発生している状況です。大規模な自然災害において、被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であると言われております。

本市では、自主防災推進の取組をされているのは周知のとおりであり、近年では、

災害の備えとして、家庭備蓄の重要性が高まっており、特に水は不可欠なものとして、1人1日3リットルをめどに、最低3日分から1週間の備蓄が望ましいと言われております。これらの自主防災と同時に、災害対策基本法の第49条には、災害予防責任者は、法令または防災計画の定めるところにより、その所掌事務、または業務に係る災害応急対策、または災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、もしくは点検し、またはその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、もしくは点検しなければならないとあり、公助である市町村の避難所における災害用物資の備蓄は、災害時のセーフティーネットの役割として非常に重要であると考えております。

以上を踏まえ、3点質問させていただきます。

1点目として、現在の本市における避難施設の水の備蓄状況をお答え願います。

2点目として、2019年7月号の岩出だよりに、岩出市民プールの水は常時592トンの水を貯留し、災害時には避難施設である岩出中学校、市民総合体育館での1,300人分の飲料水、生活用水として約1か月を供給できるとの記載がありますが、岩出市民プール浄水型の災害時の避難所への運用方法及び給水計画をお答え願います。

3点目として、災害時、本市には水の緊急浄化装置が5台常備しているとのことですが、常備している場所はどこにあるのか。また、その水源はどの水を使うことを想定し、使用時には1日当たり何リットルの給水が可能なのか、お答え願います。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の2番目のご質問、災害用備蓄物資についての1点目、市の災害用備蓄物資において、水の備蓄状況についてお答えいたします。

市では、発災初期の緊急的な飲料水の確保のため、長期保存水を各避難所へ分散備蓄しております。飲料水の供給としては、主に給水車、それから容器等での運搬供給を考えております。また、大規模災害時には、スーパーネゴロ、マツゲン、エバーグリーンなど、物資調達に関する協定を締結しており、飲料品をはじめ、食料品、日用品を調達することとしております。

続いて2点目、岩出市民プールの浄化装置の運用方法についてお答えいたします。

災害発生後、浄化装置稼働の必要がある場合は、市災害対策本部の指示により、市職員が浄水装置の操作を行い、順次避難所への給水を行うこととしております。なお、維持管理につきましては、指定管理者において、年1回の点検を実施してお

ります。

続いて３点目、岩出市に常備している緊急浄化装置の配備場所とその水源についてお答えします。

市では、現在５台の緊急浄化装置を整備し、大規模災害時等の生活用水確保を図っております。整備場所といたしましては、市民プールに１台、市民総合体育館に２台、市総合保健福祉センター（あいあいセンター）に１台、交通公園に１台となっており、市民プール以外の４台については運搬可能であり、必要な場所への移動が可能となっております。水源については、貯水槽、プールの水、河川水等を想定しており、５台を全て１日８時間稼働した場合、１日当たり約２７トンの処理が可能です。これは、１人当たり１日３リットルの計算で約９,０００人分となります。

しかし、あくまでこの緊急浄化装置を使用するの用水確保は最終手段です。まずは給水車等での給水を第一に考え、必要に応じ、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づき、隣接市町や関係団体へ応急給水作業等の応援要請を行える体制を取っております。また、地震、渇水、非常時、その他の水道災害において、相互間の応援活動、水の融通の手段として、和歌山市と紀の川市との間に連絡配水管を設けており、運用に関する協定を締結していますので、災害時等には両市と水道水の融通が可能となっております。

なお、緊急浄化装置については、使用訓練の実施を含め、適切に管理してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 岩出市民プール浄水型の運用について、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、災害時において、岩出中学校、市民総合体育館以外の避難施設への飲料水、生活用水の供給は想定されているのか。また、浄水能力は、災害時、例えば停電などが起きても稼働できるのか、お答え願います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民プールの浄化装置を使用するの給水については、基本、岩出中学校と市民総合体育館へ給水することを想定としておりますが、被災状況によっては、必要に応じ他の避難施設への給水も考えられます。

また、浄化装置の動力といたしましては、電気、エンジン、手動のいずれかで稼

働させることが可能であり、停電時でも稼働可能となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、住宅省エネ2025キャンペーンについてであります。

気候危機の打開は、日本国民にとって待ったなしの課題となっています。猛暑による熱中症の増加や線状降水帯、ゲリラ豪雨など、風水害による災害によって、国民の命が脅かされ、農業や水産業にも大きな被害を与えています。2023年の世界の平均気温は、1850年の気象観測開始以来、最も暑い年で産業革命前に比べると1.48度上昇し、パリ協定の温暖化抑制目標である1.5度目標に近づいているという発表もありました。深刻な気候危機の下、CO₂排出削減のためには、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進める必要があります。

また、WHOの世界保健機構の住宅と健康ガイドラインを発表し、各国に対し、住生活の観点から、寒さ対策、冬季室内温度18度以上を強く勧告しています。日本のエネルギーの消費の約3割、電力の最終消費の6割以上が、住宅、建築物など、業務、家庭部門で消費されています。つまり、住宅の高断熱化はゼロカーボン実現のために避けて通れない課題となっています。

住宅性能の1つ、断熱性、その高さを表す断熱等級は、2022年から3つ等級が新設され、7段階になり、数字が大きいほど断熱性が高いことを示しています。

2021年の国交省の資料によりますと、日本の既存住宅の約90%が断熱等級3以下であり、省エネ化基準を前倒しで引き上げなければならない状況です。2025年4月から新築の全ての建築物に、省エネ基準への適合が義務化されます。ところが、政府が建築物省エネ法で2025年4月から義務づけている省エネ基準は、断熱等級4です。一方、欧米では断熱等級が6未満の新築住宅は違法建築とみなされるほど厳しい基準を設けており、日本は省エネ対策で大変遅れています。

とはいえ、これを第一歩に、住宅の断熱、省エネ化を新築・改築時に進めること

が必要です。特に既存住宅の省エネ基準適合率は、2022年時点で約18%にとどまっています。中小の建築業者が各地域の事業に参加しやすい環境づくりを行い、既存住宅の省エネ、断熱改修を進めることも重要です。政府は、2024年11月29日、住宅の省エネ化を促進するための新たな支援制度を発表しました。経済産業省、国土交通省、環境省の3省が連携して実施するこの制度では、環境性能の高い住宅の新築や既存住宅の省エネ改修に対して、最大200万円の補助金が支給されます。この支援制度は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組の一環として実施されます。

そこで、今回、このキャンペーン、補助金を活用できる内容について、まず1点目にお聞きします。

2つ目に、補助対象期間、また補助額、また市内登録事業者数についてお答えください。

3つ目は、国の補助制度を活用することによる市のメリットと効果についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員のご質問の1番目、住宅省エネ2025キャンペーンについての1点目、2点目について、一括してお答えいたします。

住宅省エネ2025キャンペーンについては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門への省エネ化を推進するため、国土交通省、経済産業省、環境省の3省が連携し、住宅省エネ化の支援強化及び住宅の省エネリフォームへの支援として実施している国直轄の補助事業です。

事業につきましては、子育てグリーン住宅支援事業、これは国交省と環境省、給湯省エネ2025事業、これは経産省、賃貸集合給湯省エネ2025事業、これは経産省です。先進的窓リノベ2025事業、環境省の4つの事業から成り、対象につきましては、子育てグリーン住宅支援事業として、省エネ住宅の新築と既存住宅の省エネ改修、給湯省エネ2025事業として、高効率給湯器の設置・導入、賃貸集合給湯省エネ2025事業として、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入、先進的窓リノベ2025事業として、断熱窓への改修などで、2024年11月22日以降に着手したものとなっております。

次に対象期間についてですが、補助金の交付申請は2025年3月下旬から12月31日までとされています。補助額については事業内容に異なりますが、省エネ住宅の新

築が1戸当たり最大160万円、既存住宅の省エネ改修が1戸当たり最大60万円、高効率給湯器の設置・導入が1台当たり最大28万円、賃貸集合住宅における省エネルギー型給湯器の導入が1台当たり最大10万円、断熱窓への改修は1戸当たり最大200万円となっています。

また、本事業は消費者から発注を受けた事業者が消費者に代わり、補助金の申請手続を国に行うため、事業者は住宅省エネポータルの利用アカウントを取得し、住宅省エネ支援事業者として登録必要があります。登録事業者につきましては、住宅省エネ2025キャンペーンのウェブサイトで確認できますが、都道府県単位の集計、かつ公表規模事業者のみの公表となっているため、公表していない事業者については、発注時に消費者が個々に確認することとされてございます。

なお、3月14日時点の検索結果において、営業エリアを和歌山県と登録している事業者は、リフォーム工事で208件、注文住宅、賃貸住宅の新築で197件、新築分譲住宅の購入で53件となっており、市内事業者は含まれてございません。

○玉田議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員のご質問、1番目の3点目、国の補助制度を活用することによる市のメリット、効果は、についてお答えします。

国の補助制度を活用することで、住宅の快適性が向上するとともに、省エネルギー効果による経費の削減とCO₂排出抑制につながるものと考えています。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これ、予算上限に達するまで、遅くとも2025年11月14日までに出さないといけないんですね。予算が終われば、それで打ち切るというパターンもあります。そういった中で、情報を知らなければ補助を受けられないケースが考えられる。また、市民の方でも改修を考えていても、リフォームなど、工事では悪質な業者などの問題もあり、どの事業所に頼むのかと悩む場合もあったり、諦める方も出てくることも考えられます。

今現在、エネルギー問題については、市民の方にとっても大変関心事、二重窓にしようかなというふうに考えておられる方もかなりいらっしゃいます。そうした中で、市のメリットもあると答えられておりますが、やはり情報を市民に共有することが必要です。岩出市のホームページでは、情報を探しても全く出てきません。

先ほどおっしゃったみたいに、国がこれをやると。事業所については、国に登録をする。だから、ちょっと載せてないかなというんですけど。他の自治体ではホー

ムページに情報を上げて、住宅省エネ2025キャンペーンの公式サイトにリンクするものがたくさんかなり出てきています。

情報をしっかりとすることによって、これ国の補助金ですから、市が大好きな国の補助金を活用してというのを言われるんですが、やっぱり市民に対して、しっかりと周知を行って、そういう省エネ対策を行ってもらったり、こういう環境問題に意識を持ってもらう、こういった観点でも、情報をしっかりと載せて、促すというよりも、お知らせをする、このことが必要だと思います。

このサイト、岩出市のホームページ等々にお知らせをするという考えがあると思いますが、いかがでしょうか。

そして、事業者の登録も2025年3月10日から開始されています。国に直接登録するため、市内事業者数、把握できない。和歌山県では、県内ではあるけども、実際には公表してないところもあるというふうには今言われたんで、把握できない部分はあるかと思います。

例えば、国に登録をするときに、商工会を通じて、こういったものがあるということをしかりとお知らせするというのも事業所にとって大事なことだと思っています。

ここでも国の補助金活用されるわけですから、岩出市内の業者がそれを請け負うことによって潤う。そういう観点から考えると、ぜひ商工会を通じてでも、しっかりと情報の周知をしていただきたいんですが、それについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

情報の周知ということについてお答えします。住宅省エネ2025キャンペーンは、市民に対しメリットがあると考えているため、市のウェブサイトなど、媒体を使い、制度の周知に努めるとともに、事業者についても、商工会を通じPRしてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　２つ目の質問は、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、についてであります。

この補聴器購入助成の質問は過去にも取り上げました。加齢による難聴の問題点、聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのか、認知症の発症リスクの問題点などを申し上げ、補聴器の購入補助を求めました。市はいまだに背を向けたままです。

市民の方の声を紹介したいと思います。耳の聞こえの問題でコミュニケーションがうまくいかず、家に引き籠もりがちになっている。聞こえていないのに聞こえたふりをして、相手に不快な思いをさせていないかと考えるとつらい。岩出市社会福祉協議会では、交流のきっかけづくりの場である、ふれあいいきいきサロンがあるが、そこに参加して友達をつくろうと思ったけど、相手の言っていることや、いろいろ話をしてくれる機会があるが、ほとんど聞こえない状態、周りに後れを取りながら取り組むが、溶け込むこともできず、逆にしんどくて参加するのをやめた。介護でデイサービスを利用しているが、耳の聞こえのせいで、レクリエーションに参加することがつらい。デイに行くのがしんどいといった家族の話や本人からの話をたくさん聞いています。

高齢者の介護予防対策にも影響が出ています。厚生労働省が聞こえの重要性をネットで公開している。聞こえにくさを感じていませんかという問いかけ、ご存じでしょうか。ここで強調したいのは、補聴器についての指摘をしている内容です。補聴器を使うことによる認知症の予防効果や、クオリティ・オブ・ライフ改善も報告されていますと、厚生労働省が堂々と発信をしています。

聞こえにくくなると生活にどのような影響が出るのかということもネットで見ただくと分かるのですが、この後に続いて、こう書かれています。コミュニケーションが円滑にいかなくなると、自分の気持ちをうまく伝えられない等、ストレスを感じることもある。自信をなくしたり、社会的に孤立し、鬱状態に陥るなど、社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。危険を察知する能力が低下し、例えば、車が近づいてきても気がつかないなど、交通事故などのリスクが高くなるそうです。

最近では、難聴により認知症の発症リスクが高くなることが報告されていますと、厚生労働省がこのように発信をしています。聞こえにくさは、本人や周りの人、家族にとっても生活の大きな支障となります。命の危険にもつながります。

そこで、まず加齢性難聴と認知症の関係性について、市の認識をお聞きいたします。

2つ目は、全国で高齢者の補聴器購入助成制度が増えてきています。和歌山県内でも、市町村において幾つかの自治体が制度を設けています。県内の状況はどうなっているのか、教えてください。

3つ目は、補聴器の購入助成制度を取り組む考えをお聞きしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、加齢性難聴者に対する補聴器購入の支援を、についてお答えいたします。

まず、1点目の加齢性難聴と認知症の関係性についての認識は、については、加齢性難聴は、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。65歳を超えると、聞こえにくさを感じる人が急激に増加し、75歳以上では約半数の方が聞こえづらさを感じていると言われています。

難聴と認知症の関係について研究したランセット国際研究会の結果によると、認知症になるリスクとして最も高いのは、中年期以降の難聴であると指摘されています。市においても、高齢期における難聴が認知機能に影響を与える可能性があること認識しており、加齢性難聴の早期発見、早期対応が重要であると考えています。

続いて、2点目の県内市町村の実施状況についてですが、身体障害者手帳に該当しない高齢者に対する補聴器の購入助成は、令和6年度で、和歌山市、有田市、新宮市、紀美野町、すさみ町、印南町の6市町での実施を把握しております。

続いて3点目、補聴器の購入助成を、についてですが、加齢性難聴は、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであります。身体障害者手帳に該当しない方の補聴器購入費用については、居住地域によって格差のない全国一律の助成制度の創設を近畿市長会を通じて国に要望しているところです。しかしながら、さきに述べましたように、加齢性難聴は、早期発見、早期対応が重要であると考えため、身体障害者に該当しない方の補聴器の購入助成については、前向きに検討してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 前向きに検討するということもご答弁いただいたんですが、そこでちょっと言いたいのは、早期発見が大変重要だということを言われました。私は、もちろん当然、早期発見が大事なんだけど、そこからの対応というのが物すごく大切であって、やはり補聴器を必要とすると医師から判断されても、高過ぎて購入できな

いという方がいらっしゃいます。というのは、補聴器というのは物すごく値段が安いものから高いものまでたくさんあるけども、やっぱりお金のあるなしによって補聴器を購入できないということがあるというのは問題だと思います。

そこで前向きに考えておられるということなんですが、国の保険者機能強化推進交付金、これは市町村や都道府県の高齢者の自立支援重度化の防止等に関する取組を推進交付金というのがあるんですが、これを利用して、介護予防促進という観点で助成を行う自治体があります、このお金を使って。そういった活用方法を提案をしたいんですが、それも併せて、しっかりと前向きにということなんですが、時期も含めてですが、ちゃんと答えていただけたらありがたいんで、ぜひ答えてください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

市来議員おっしゃるとおり、令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に、難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組というのが設けられております。この取組の評価対象は、普及啓発の取組や早期発見の取組、それから受診状況の把握と未受診者への受診勧奨などであって、補聴器の購入助成の実施については、直接の評価対象とはなっておりません。

令和7年度は、市といたしましては、この交付金を活用し、普及啓発や早期発見の取組として、ヒアリングフレイル講演会を実施しまして、簡易的な聞こえのチェック方法を周知するなど、まずは聞こえに関心を持っていただけるような取組を進めたいと考えております。

そして、前向きということですが、どういうことで実際に実施時期を含め、補助制度を実施するのかということでございますけども、他市町村の状況を調査研究などしまして、実施時期も含めて、実施に向け前向きに検討させていただきます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 いつも他市の状況等をというふうに言われているんですけど、私が思うのは、和歌山県内でもやっているところがあるということが実際ですよ。やっぱり認知症との関係についても、非常に関連があるのではないかとというふうに市もおっしゃっていると。であるならば、他の市町村の状況を見ることなく、例えば、今回はそのお金を使って、交付金を使って、しっかりと聞こえについてのチェックを果

たしてもらう。しっかりと分かってもらうというかな、そういうことをやられるというふうに言っているんだけど、他市の状況を見なくても、必要であればすぐに取り組むという姿勢というのがものすごく大事だと思うんです。

他のことはええんですよ、そなんね。岩出市として必要なときには必要だという決断をするというのが大事であって、現状、他の市町村と比べるなんて、そこはちょっと納得できないというね、やっぱりちゃんと必要なことについてはすぐに取り組むという姿勢というのが、市民にとっては大事だと思うんで、そちらについてお答えを求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えいたします。

補聴器の購入の補助の助成制度につきまして、財源ということもございます。それから、制度の構築ということもございます。その辺につきまして、他市町村の状況も研究するなどして、早急に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてであります。

岩出市では、原材料高騰や物価高騰を受け、岩出市有料指定可燃ごみ袋の価格が令和5年6月議会で改定となりました。しかしながら、物価高騰に対する生活支援として、令和5年8月1日から令和7年3月31日までの期間は引下げが行われております。

価格は次のとおり、ごみ袋の種類、20リットル、令和5年8月1日から令和7年3月31日までは180円、令和7年4月からは200円、令和8年の4月からは220円、30リットルは、7年3月31日までは270円、令和8年3月31日までは300円、令和8年4月1日からは330円、45リットルは、令和7年3月31日まで400円、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは450円、令和8年4月1日からは500円となっています。この4月からは1枚、小、20リットルが20円、中、30リットルが30円、45リットルが50円の引上げがされる年です。

物価高騰は年々厳しいものとなっており、市民生活も大変な状況です。こうした中で改定されるごみ袋の料金、生活支援を継続することを視野に入れた対策を打つ

べきであったと考えます。

そこで1点目、引上げを行わない考えはなかったのか、お聞きをいたします。

そして2つ目です。自治会組織の脱会がいろいろな事情で相次ぎ、自治会を存続させられなくなった場合の粗大ごみ収集についての相談がありました。自治会組織が解散した場合でも、今までのように、代表者による申請を受け付けてもらえるのかどうかであります。様々な困難の中、自治会組織の存続に努力をしていますが、空き家、高齢化など、いろいろな問題で組織を存続できない地域も出てくる場合もあります。自治会が解散しても、代表者を決めて、申請手続を行えば受け付けてほしい、こうした市民からの意見がございますが、自治会解散した場合の粗大ごみの収集はどうなるのかについて、お聞きをいたします。

○玉田議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　市来議員のご質問の3番目、有料指定可燃ごみ袋の料金と粗大ごみ収集についてお答えします。

1点目の有料可燃ごみ袋の料金につきましては、引上げを行うものではなく、元の価格に戻すものでございます。

2点目の自治会が消滅した場合の粗大ごみ収集につきましては、直接クリーンセンターへ持ち込んでいただくか、一般廃棄物収集業者に依頼して収集していただくこととなりますが、今後、粗大ごみの戸別収集による有料化も検討していく必要があると考えております。

○玉田議長　再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　今回の場合は、引上げではなく元に戻すというふうにおっしゃるんですけど、市民にとっては、言うたら、来年も引き上がる予定ですよ。2回引き上がる。元に戻すと言われるんだけど、市民から見れば、それは引上げなんですよ。

この引上げについては、改正のときの討論の中でも、賛成者の討論の中にもあるんですが、2年続けて値上げすると思われる方も多いと思われそうですが、市民の多くの方はご理解いただけるかと思うけど、市民の皆様に対し、誤解のないようなきめ細やかな説明、広報をしていただきたいというふうに賛成討論の中にもあるんですよね。

今回は条例で改正が決まっているからやるというような形なんですけど、市民に対して、やっぱりしっかりと説明責任を果たすべきではないかと考えます。

物価、この4月からもたくさんも値上がりをするんですよ、いろんなものが。そうした中で、決まっているからこれも上げるんじゃないくて、生活実態から考えたら引き上げない対策だってできたはずなんです。

これ、地方創生臨時交付金を活用が、令和5年、令和6年、令和7年、幾らでした。それが1回質問。地方創生臨時交付金、多分活用されていますよね、最初のときは。それ幾らですか。

一般財源、交付金の活用が見込めない場合は、市の財政で補うというふうにお答えに答弁しています。令和6年、令和7年度も同様の対策を行うというふうにお答えになっているんですが、補っている市のお金、金額は幾らになるのでしょうか。

たくさんいろんなものが物価高騰が続く中、袋の料金を元に戻すと市民の暮らしに寄り添って考えるのか。これまで地方創生臨時交付金を活用したりしたが、価格を現状維持することも1つの積極的な生活支援、物価高騰対策になるのではないかと考えます。

もう一回、この点についてお聞きをいたします。

自治会組織がなくなった場合は、これ戸別で持っていつてももらわないといけないという形になるということですか。自治会が解散しても、その地域に住んでいる住民というのは、残っている人たちは同じですよ。代表者が決めて、同じ場所で持っていつてももらうのに、代表者が申請を行っているのに受け付けないということですか。改めて、それ確認なんですけど。

新たに言うたのが有料化、ちょっと聞いてないことを答えられているんでね。有料化についても、ちょっと問題があると思いますけど、そののところ、もう一回、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　市来議員の再質問にお答えします。

まず、市民から見れば2回値上げという感覚になるというところでございます。広報につきましては、現在も市ウェブサイト等を通じて、あと、また販売店のほうにも周知を行い、価格が改定されるという部分については、市民に伝わるように取り組んでいるところでございます。

また、価格を元に戻すというところではありますが、現在もまだ特例の措置を期間中であると、価格としては、20リットルであれば、180円が元の200円というところ、それにつきましても、今現在、特例の措置の期間であるというところで、市民に対

しては周知をさらに行っていきたいと考えてございます。

あと、支援の部分につきましてはの交付金については活用しておりますが、すいません、ちょっと金額のほうにつきましては、今現在持ち合わせてございません。

あと、粗大ごみの戸別収集、自治会が消滅した後につきましては、これまでグループというところでも、粗大ごみ回収については、自主グループであっても回収を行っていましたが、不法投棄とか、あと責任者の不在とか、様々なトラブル等もあったことから、適正でないものが出されているとか、様々な事情により、そこでの集積場所に取り残す、置いていく部分の粗大ごみ、不適切な廃棄物処理物が残されるというようなトラブルが多々多くなったことから、令和3年度から新たなグループによる粗大ごみの収集を行っておらないというところでございます。

有料化といった部分につきましては、様々な状況により、今現在、自治会の解散等々起こっているような事情も含めて、今後、注視していかなければならない事案であるということで、認識したものでございます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問の中で、地方創生臨時交付金の過去の金額ということでおっしゃっておられたんですが、申し訳ございません、現在、その資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。ただ、今議会に上程させていただきました3月補正の金額、これは1億2,492万4,000円となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 金額、今も持ち合わせてないんで答えられないということだったんですが、一応、令和5年、令和6年で地方創生の臨時交付金を活用しながら、減額している部分、要するに物価高騰に対する生活支援として、今引き下げているわけですよ。そのお金をそこに使うということを言われたんです。だから、幾らなんですかと聞いたんですね。分かります。一応ね、ここに使いますよというのがあったんで聞いたんですよ。

それ以外は、臨時交付金なくなった場合どうするんですかと言ったら、一般財源からそれを活用しますよと言ったんで聞いたんです。過去にそういう答弁をしているからね。

じゃあ、同じように一般会計を使って、上げるとはなっているものの、今の生活の状況から考えて、物価高騰、経済状況から見て、これ上げるのかというところを一般会計使っているんだったら上げなくても済むじゃないですかということですよ。

生活実態から考えたら大変な状況なんだから、市民生活を支えるためにも上げない方策もあったのではないですかというところを聞きたい。

というのと、あとは無料配布を増やすという方法、お考えにありますか。4月からどれだけの物がたくさんの物価高騰で、いろんな製品が上がりますよ。経済状況はどうなっていますかと聞いたら、必ず言うんです。横ばいしていますと。戻っているんなら、上げることだって、それはありかもしれない。でも、経済状況が落ちついていない。本当に大変な状況の中で生活をしっかりと支えるために、これも1つの対策ではないですかということをお聞きしている。無料配布、増やす考えはありませんか。

あと1つです。粗大ごみの収集でグループと言っているんですが、もともとは自治会として組織してたものが、自治会が存続できなかったけども、ごみの収集については誰かが代表者をつくって、同じように集積所もあるんだから、そこに出して、それを持っていくことは可能なんですかと聞いているんですよ。それを入っていない者同士が集まって、いろんなところから集まってきて、それをやっているというような認識なのか、ちょっと分からないんですけど。

税金は払ってるんですよ、みんなね。税金払っているんですよ。でも、自治会がなかったら、じゃあ、今、自治会ないところどうしてますか。全然自治会ないところは、全部代表者を決めてやっているとか、そんなところ1つもないんですね。それ確認させてもらってよろしい。

自治会のないところでも、代表者を決めてやったら収集しているというところもあるんじゃないですか。それも聞いてますよ。それなのに自治会がなくなったところは持っていきません、自分で持って行ってくださいというんですか。同じ税金払っているのに。

自治会がなくなっても、ごみの収集は、代表者でもいいから、そのときつくって、しっかりと自分の今までどおりやる。同じ集積場所でやっているんだったら、持って行ってほしいという、これが市民の望みです。これについてお答えください。

○玉田議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、値上げをしなくてもというところについてでございますが、先ほどもお答えしたとおり、今現在、令和7年4月1日以降においても、特例として、改定価格には戻していないというところの段階を踏んでのものでございます。そして、その

部分については、市の財源で賄っているというところであります。

無料交付の枚数を増やす考えは、につきましては、現在、皆様にごみの減量化についてご協力いただき、取り組んでいるところではありますが、無料交付、一定量無料型の無料交付につきましてはの枚数については、現行のままと考えてございます。

粗大ごみの自主グループ、解散した後の自主グループ、現在でも、そういう自主グループでの集積場所回収は行っているのかという部分につきましては、令和３年度から、そういう取組としてトラブル等が多かったというところから、令和３年度から新たなグループの集積は取りやめているというところでもありますので、現在、市に登録されている区自治会等に対する案内状は送っているものは、区自治会に登録されている代表者様宛てに送っているものだけとなっております。

それ以前のものについては、現行であります、令和３年度以降については、新たな自主グループ等においての回収は行っておりません。

○玉田議長　これで、市来利恵議員の３番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後２時３０分から再開いたします。

休憩 (14時12分)

再開 (14時28分)

○玉田議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告８番目、６番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員　議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問をいたします。

今回は１点、岩出市の空き地に対する対応についてです。

近年、少子高齢化の進展や人口減少等に伴い、全国で空き家、空き地が増加しています。中でも適正な管理がなされず、放置された空き家、空き地は、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっています。

本市においても、市内各地で空き家、空き地が散見されており、管理不良の状態となっている空き地、空き家の解消を願う市民の声は少なくありません。

このような中、空き家対策については、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、各自治体が、特定空家等について、除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言または指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となり、また、令和5年12月には同法が改正され、さらに踏み込んだ対応が可能となっています。

一方、空き地については雑草等が放置され、周辺的生活環境を著しく害する状況であっても、空家特措法のように、行政代執行まで行える法律が整備されていないことから、各自治体において独自に条例等を定めるなど、その対応は様々です。

本市においては、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例において、所有者等に対する指導または助言、勧告、命令が可能であることを規定していますが、強制力があるものではなく、状態が改善しないケースが見られます。

また、全国市議会議長会は、令和5年度、空き家・空き地問題に関する特別委員会を設置し、国に対し、空き家・空き地対策のさらなる強化を要望する中で、空き地の草木の繁茂等の生活環境に係る問題について、空家特措法と同様の法整備を図ることを求めています。

本来は、土地所有者が対応すべきという原則ではありますが、市民の安全・安心な生活環境を保全するために、当該条例に行政代執行を位置づけ、所有者等に対し、適正な管理を求めていくことが必要であると私は考えています。

そこで、岩出市の現行条例について制定された背景、現在の運用状況、現状の問題点、そして、それらを踏まえての条例の修正による活用範囲の拡大、そして行政代執行を規定することによる実効性の向上、さらに住民組織との連携や協定等による活用まで視野を広げ、細かく質問をしていきたいと思います。

まず、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例について伺います。

1つ、昭和61年に条例を制定した背景について。

2つ、空き地相談処理の対応フローを具体的かつ簡明に述べてください。初回及びそれ以降で違うのであれば、いずれもお答えください。

3つ、指導・助言、措置命令、市職員立入調査、市への委託、それぞれの近年の年間件数、また上記担保手段を運用した際の所有者の対応状況について。なお、市への委託については、委託に至った理由も併せてお答えください。

2点目、現状の問題点について伺います。

1つ、現行条例は空き地の管理不良状態改善につながっているのか。改善につながっていない場合、その要因も併せてお答えください。

2つ、所有者不明土地はどの程度の割合であるのか。

3つ、指導・助言をした際、所有者から要望や訴えもあるのか、お答えください。

次に、条例の修正による活用範囲の拡大について伺います。

1つ、条例中にある危険状態を管理不良状態もしくは良好な環境を確保する必要がある状態に変更することで、対応の幅が広がる可能性があると思われませんが、どうお考えか。

2つ、第7条の「自ら危険状態を除去することができないとき」を「所有者等の申請により」に変更することで、対応の幅が広がる可能性があると思われませんが、どう考えるか、市の見解をお答えください。

4点目、規制強化について伺います。

環境保全、防災、防犯などの目的達成のため、空き地の適正管理を義務づけ、雑草の除去等、必要な措置を取ることを命令し、命令に従わなかった場合、行政代執行といった規制手段を設けることについてどう考えるか。

2つ、最後は行政代執行し、費用を徴収するという意思が明確であることが、前段階の指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながると思われるが、市の考えは。お答えください。

最後に、管理手段の拡充について伺います。

1つ、自治組織との連携において、協定による住民組織等による管理や不良な生活環境解消について、住民組織等から広く意見を聞くという努力義務を条例で規定する自治体がありますが、自治体との連携について市の考えは。

2つ、協定等による空き地の活用において、空き地所有者と協議して、公共の福祉のため、憩いの広場、子供の遊び場、菜園、緑地などに活用するよう努めると条例で規定する自治体もありますが、市の迷惑空き地活用についての考えは。

3つ、空き地の管理に対する支援において、前述の憩いの広場、子供の遊び場等、公共的利用時に、固定資産税相当額の補助、管理補助等を行うことも協定促進の有効手段と思われるが、市の考えは。

以上、市のお考えについてお答えください。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　三栖議員のご質問の岩出市の空き地に対する対応について、にお答えします。

1点目の1つ目、昭和61年に条例を制定した背景につきましては、当時、空き地

の雑草が繁茂し、年々苦情が多くなり、文書や電話等で指導してきましたが、根拠がないため、対応に大変苦慮してきました。この問題に対し、少しでも法的根拠を持たせるため、条例の制定に至ったものです。

1点目の2つ目、空き地相談処理の対応フローにつきましては、まず市民からの要望を受け付け、次に要望のあった空き地の管理状態を現地で確認し、適正に管理されていれば終了、管理されていない場合は、土地の所有者を調査し、電話連絡もしくは文書による指導・助言を実施し、雑草等の除去が終了すれば、市に連絡をいただくようにしています。市で雑草除去の委託申請を受けた場合は、土地所有者から委託金の納付を確認後、草刈りを実施しています。

1点目の3つ目、指導・助言、措置命令、市職員立入調査、市への委託、それぞれの近年の年間件数につきましては、過去5年間の実績で申し上げますと、指導・助言は、令和2年、112件、令和3年、100件、令和4年、79件、令和5年、77件、令和6年、86件です。措置命令は、令和4年の2件のみです。市職員立入調査は、令和2年、112件、令和3年、100件、令和4年、79件、令和5年、77件、令和6年、86件です。市への委託は、令和2年、52件、令和3年、42件、令和4年、25件、令和5年、19件、令和6年、18件です。また、担保手段、指導・助言、措置命令を運用した際の所有者の対応状況につきまして、指導・助言ではほぼ改善につながっており、措置命令まで行った案件については改善に至っていません。次に、委託に至った理由につきましては、所有者が高齢なため、自分で管理できない場合や、県外在住であることが主な理由です。

2点目の1つ目、現行条例は、空き地の管理不良状態改善につながっているか、につきましては、ほぼ対応できているので、空き地の管理不良状態の改善につながっていると考えています。

2点目の2つ目、所有者不明土地につきましては、不明な土地はございません。

2点目の3つ目、所有者からの要望や訴えにつきましては、特にございません。

3点目の、条例の修正による活用範囲の拡大につきましては、一括してお答えします。市民からの要望があった空き地の全てを現地調査し、指導・助言を実施しているため、現行の条例で問題ないものと考えています。

4点目の1つ目、行政代執行といった規制手段を設けることにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、空き地に対応できる法律がないため、条例では困難であると考えています。

4点目の2つ目、行政代執行し、費用徴収するという意思が明確であることが、

指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながることにつきましては、行政代執行が可能であれば、指導・助言、措置命令の実効性が高まると考えています。

5点目の1つ目、住民組織等から広く意見を聞くという努力義務を条例で規定し、自治組織と連携していく点につきましては、現条例でほぼ管理不良状態を改善できていることから、自治組織との連携について、条例に明記する必要はないと考えますが、空き地の管理不良状態を改善していくためには、地元の方の協力も必要なため、連携して取り組んでまいります。

5点目の2つ目、市の迷惑空き地活用の考えにつきまして、空き地は土地所有者が適切管理するのが第一であると考えするため、現時点で、空き地所有者と協議して、土地の活用を図っていく考えはございません。

5点目の3つ目、公共的利用時に固定資産税相当額の補助等、空き地の管理に対する支援につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、空き地に対応できる法律がなく、条例だけでは困難なため、今後、法整備に向け、国や県に対し要望してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 まず、多くの要望に対して真摯に対応していただき、そのほとんど解消していただいていることに敬意を表します。生活環境の保全等の公共の福祉のために、必要最小限の範囲で空き地に規制手段を取ることは憲法に違反するものではないとする意見もありますが、空き家対策と違い、空き地に起因する様々な問題について規制する法律がないため、行政代執行に関しては慎重にならざるを得ないのは十分理解できます。ただ、いつ法が整備され、規制が可能になってもいいように、調査研究、準備は進めておいていただきたい。また、国、県への要望も継続して行っていたいただきたいと思います。

では、ほとんど解消されているとはいえ、ずっと苦しんでいる少数事例もありますので、そこに焦点を絞って再質問をしていきます。

空き地相談処理の対応フローについて確認します。窓口では、住民から要望を提出し、一度指導・助言対応したら、催促の対応については1年後との答えを受けました。健康被害、具体的には花粉アレルギー被害や日照を遮られることによる農業被害、ごみによる悪臭等に耐えかねて要望を出しても、一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢し続けなければならない現状に対して、これ以上の対応はできないと考えているのかどうか伺います。

もし、さらなる対応ができると考えているなら、こういった手だてがあると、現場の担当者としてアイデアをお持ちでしたら、その点について伺います。

今回、私が行政代執行の提案をしたのは、最後は行政代執行し、費用を徴収するという意思が明確であることが、先ほども述べましたが、前段階である指導・助言、措置命令の実効性を高めることにつながると考えたからです。

また、自治組織との連携や空き地の活用について提案したのは、所有者の負担軽減、例えば、遠方に住む所有者の日々の管理を地域の自治組織が代替してくれるや、自治組織が草刈りをすることで費用を安く抑えることができる等、あと市役所の職員の負担軽減、例えば近隣自治組織が写真を撮って、要望書に添付してくれれば、市職員は確認するだけで済むということや、所有者と自治体組織がつながって、定期的に応援することができれば、そもそも要望自体がなくなるといったことを考えてのことです。

これ以外にも、指導・助言、措置命令の段階で、雑草等の除去に3か月以内等の期限を設けることや、自治組織との橋渡しについて提案することで、所有者のリアクションが早まる、負担が軽くなるといった効果も期待できるのではと考えています。また、市有料委託、平米当たり110円というのは、かなり安い金額ですので、注意書きで市中の実勢価格を記載することで、安いなということで、委託のハードルが下がることも期待できます。

以上述べましたように、川上対策として、行政代執行について、国、県に要望を出し続け、法整備された際は速やかに対応できるよう調査研究、準備を進めておく。川下対策として、所有者、市職員の負担をなるべく軽減し、地域の力も借りながら、様々なアイデアで、空き地の管理不良状態に苦しむ近隣住民に寄り添う、この考え方に同意できるのか。また、私が前に述べました提案についてどう考えるかについて、お答えください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　三栖議員の再質問にお答えします。

少数事例についてというところですが、解消されていない事例では、指導・助言や措置命令を行っても反応のない土地所有者の場合で、市といたしましても、電話連絡や自宅訪問するなどの対応を行っており、空き地の現状を土地所有者に伝えることが重要であると考えていますので、地元の方の協力の下、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

そして、三栖議員の考え方には賛同できますが、空き地の管理は土地所有者が適切に行うことが第一と考えております。また、行政代執行のように、法整備が進めば可能なことを今後研究していく必要があり、地元の方との協力なくしては進んでいけないものと考えていますので、今後も国、県に要望していくとともに、ご協力賜りますようお願いいたします。

○玉田議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 地元の方と協力して、引き続き粘り強く取り組んでいく。また、法整備後の対応についても研究していくとの答弁、心強く受け止めていただきました。

再質問の中で、一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢し続けなければならない現状について伺いましたが、これに対する明確な答弁がありませんでしたので、再び質問をいたします。

また、指導・助言、措置命令の段階で、雑草等の除去に期限を設けることについても伺いましたが、こちらに対しても明確な答弁がありませんでしたので、再び質問をいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

期間を一度の指導・助言で改善されなければ、1年後まで我慢しなければならない現状というところにつきまして、お答えします。

空き地の雑草等の繁茂の現状や近隣の様々な状況を踏まえ、期間にこだわらず、早期解決できるよう柔軟に対応してまいります。また、実効性を上げるためには、文書通知と併せて、土地所有者と面談することが重要であると考えております。今後も引き続き面談の機会を得られるよう、訪問回数を増やすことや訪問時間を工夫することなど、改善に向け、粘り強く取り組んでまいります。

そして、指導・助言、措置命令、3か月以内に期間を設けることは、というところにつきましてお答えします。

現行の指導・助言により、ほぼ改善につながっていることから、期限を設けていることは現在は考えておりませんが、しかし、未改善の空き地の雑草に対しては、個別案件として、先ほどもお答えしたとおり、粘り強く解決に向け取り組んでまいりたいと考えています。

○玉田議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

以上で、三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

通告９番目、11番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。11番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進について、この視点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

それでは、後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進について、４点お伺いさせていただきます。

今日の日本は、高齢化率が年々上昇し続け、75歳以上の後期高齢者人口が2,000万人に達し、同時に、近年、独り暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、老老介護やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、高齢化に伴い、複雑で複合的な課題が深刻化している状況となっております。

このような状況において、本市でも昨年３月に第９期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画を策定し、内容として、現役世代と言われる生産年齢人口の減少が加速化し、高齢率が上昇する令和22年までを見通して、介護予防、健康づくり施策の充実や、認知症施策の充実、介護人材の確保など、様々な課題に対応しながら、地域包括ケアシステムを推進していくとあります。

市長も挨拶文で、今後も本計画に基づき、介護予防、自立支援、重度化防止の取組の充実、医療・介護の連携強化、認知症施設の充実、介護人材の確保など、様々な課題に対しながら、基本理念である「高齢者みんなの笑顔があふれる元気で健康なまち・岩出」の実現を目指し、高齢者福祉施策に取り組みますと述べられています。

元気なご高齢の方々が、住み慣れた地域で生き生きと充実した生活を送る上で、健康づくりや生きがいを持つことはとても大切であり、ひいては、本市の活性化や支え合いの地域づくりにつながると考えております。

私のこれまでの活動の中でも、ご高齢の方々から、不安や悩みを聞かせていただくと、自分の健康や病気についてが一番多く、介護予防教室のことも聞かれたことがあります。前もって介護予防や健康づくりの健康意識は高いと認識しております。また、社会型参加として、地域のグラウンドゴルフやパークゴルフに参加したいが、どうすればいいの等々など、地域コミュニティの交流を求める方々もいます。

本市には、介護予防、健康づくりや社会参加の自主活動グループが数多くあり、

令和５年３月に発行された、内容から連絡先まで掲載されている岩出交流マップがあります。このように本当に素晴らしい案内板があるにもかかわらず、岩出市のアンケートでの認知度は、一般高齢者では知らないが78.3%、知っているが19.2%となっており、要介護等認定者は知らないが68%、知っているが19.1%と、これに関して案内周知の改善をしなければならないと考えております。

これらのことを踏まえまして、４点伺わさせていただくんですが、市長が述べられた本議会での方針で、第10期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画の策定に向け、令和７年度は高齢者に対してアンケート調査を実施するとのことであります。

それを踏まえて、１点目として、現在、後期高齢者の健康づくりの推進と、社会参加の促進についての本市の現状と課題についてお答えください。

２点目としまして、本市の支援対策についてお答えください。

３点目、市民の方から今後大きな大会を開催したい。日々の健康のために、グラウンドゴルフ、パークゴルフなど、スポーツに関するお声でもありますが、昨年の紀の川左岸高齢者等スポーツ広場、いきいき広場のパークゴルフ場の現状について、分析、年齢別と、また使用人数について、今現状をお答えください。

４点目なんですが、パークゴルフ場に対して、市民からの意見、要望についてお答えください。

この４点について答弁ください。

○玉田議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　尾和議員のご質問の後期高齢者の健康づくりの推進と社会参加の促進についての１点目と２点目についてお答えします。

まず１点目、本市の現状と課題は、につきましては、第９期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画では、今後、県内他市町村の多くで高齢者人口が減少に転じている中、本市は増加し続け、特に後期高齢者が増加し続ける推計となっております。

健康寿命のほうも、男性80歳、女性84.4歳で、国、県と比較しても高い水準にございます。後期高齢者が今後も増加し続ける現状において、元気なうちからも介護予防や健康づくりの推進、社会参加の促進が必要であると考えております。

また、健診の際の後期高齢者質問票において、お茶や汁物等でむせる、６か月間で２から３キログラム以上の体重減少があると回答した方の割合が、全国平均より

も高い状況にあることから、オーラルフレイル、口腔機能低下や低栄養の予防が課題となってございます。

次に２点目、本市の支援対策につきましては、本市では和歌山県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施しております。令和６年度につきましては、体成分分析装置を活用したフレイル予防測定会や、それから、ふれあい学級でのオーラルフレイルや低栄養に関する講話、それから低栄養リスクのある方を対象とした低栄養講習会を実施いたしました。また、社会参加の促進として、岩出げんき体操やシニアエクササイズなどの介護予防の自主活動グループに対し、フォローアップ事業として、体力測定とその結果に基づいた体操指導を実施し、継続的な参加を支援しております。

今後も、医療専門機関と連携し、高齢者の健康維持と社会参加を促進するための事業を推進、そして、その事業のＰＲも含めて進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の３点目、紀の川左岸高齢者等スポーツ広場、いきいき広場のパークゴルフ場の現状は、についてお答えいたします。

分析、年齢別と使用人数についてですが、昨年８月２４日のオープンから２月末までの全利用者数は２,５５５人、そのうち岩出市内の６５歳以上の利用者数が１,４７０人で、全体の約５８％となっております。

岩出市内の小学生の利用者数が４７人、１３歳から６４歳までが１５２人となっており、いきいき広場は、小学生から高齢者まで幅広い世代でご利用いただいております。現在、４月６日までの期間限定となりますが、小学生と６５歳以上の方が同じグループで利用された場合、グループ全員の利用料金が１ゲーム１人１００円になるという、いきいき交流キャンペーンを実施中で、世代間交流の促進及び健康増進につなげるとともに、新規利用者の開拓を図っております。

次に、４点目のパークゴルフ場に対する市民の意見、要望は、についてですが、市外料金を値下げしてほしい、１ゲーム、９ホール、２周で料金設定を行っているが、９ホールを３周したい方が多く、１周料金を設定してほしいなどのご意見をいただいております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、２点について再質問を行います。

岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画等の基本理念、前文でお伝えさ

せていただいたんですが、高齢者皆さんの笑顔があふれる元気で健康なまち・岩出の実現には、市民の方々の健康意識の向上と地域コミュニティが必要不可欠と考えております。

その中で、市のほうに質問させていただきたいんですが、1点目としまして、本市には、高齢者の自主活動グループが多くあると思うのですが、ボランティアで、活動場所等の維持管理を行っているようなグループに対する市の認識は、について。また、このようなグループに対する支援体制について、お答えください。

2点目としまして、市民の方から健康維持のためのパークゴルフをしているが、いきいき広場の市外料金が高く、市外の団体と一緒にパークゴルフの大会を実施したいが、高齢者に、今、物価高で負担が大きいという話を聞いています。また、日頃から健康維持を目的や地域の人との仲間づくりを考えた中で、本市の団体割引等で、30名以上の場合、団体割引が市外の方でも受けられると。少しハードルが高いように思われます。これらのことを踏まえ、料金設定の見直し等について、市の見解をお聞かせください。

この2点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問の1点目について、お答えいたします。

高齢者が運動等に取り組む中で、実施場所の清掃等の維持管理をボランティアとして担うということは、健康維持や介護予防だけでなく、社会貢献にもつながるものと認識しております。

グループへの支援体制としましては、介護予防の自主活動グループにつきましては、体力測定等の専門的な支援や活動上の困り事などの相談に対応しております。他の自主活動グループにつきましても、関係各課と情報共有しながら、ご相談に応じてまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

いきいき広場は指定管理制度によって運用しておりますので、利用料金の見直しに当たっては、条例上の使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を変更することができとなっております。

尾和議員ご指摘のとおり、30名以上で団体割引を実施しております。30名以上で来ていただけると、市外の方も市内の方と同じ料金でプレーできるという制度でご

ございます。1チーム4人でラウンドするとして、8組集めていただきますと、32名となって、この団体料金の適用となりますので、ぜひ積極的にご利用いただきたいと思います。

団体割引等につきましては、管理事務所前に看板でも掲示してPRしております。逆に、岩出の方が、かつらぎ町とか海南市のパークゴルフ場に行った場合は、市外料金支払ってのプレーをしているという状況でもあります。本市の料金の設定につきましても、他市の利用料金を参考にして設定させていただいておりますので、ぜひともこのようなキャンペーンをご利用いただいて、ご活用いただきたいと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告10番目、12番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 ありがとうございます。12番、牛田由佳です。議長の許可を得られましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、学校給食における本市の取組について。

給食は、子供たちの食の大切さや友達とみんなで食べる楽しさを学ぶ大切な時間です。この大切な給食の時間は十分に取れているのか、急いで食べないといけない環境になっていないかなど、不安に思われている保護者の方もたくさんいらっしゃいます。

次に、岩出市、本市は国産や地産地消の食材を使い、給食に力を入れていただいておりますが、物価が高騰し、食材の価格が以前に比べ上がっています。このことにより給食の質が落ちていないかと、子供たちの健康を思ったご意見もいただいております。子供たちの安全で安心な給食の観点から、オーガニック給食についても聞かせください。

現在、ほかの自治体で子供たちの健康を第一とし、オーガニック給食が少しずつではありますが、進んでおります。有機栽培や無農薬の食材を一部使用した、化学調味料不使用の給食を作った、そういったお声もいただいております。自治体も見られます。この件について質問です。

学校給食における本市の取組について、3点質問させていただきます。

給食を食べる時間はどのくらい取っているのか。

2点目、物価高騰による質の低下はないか。

3点目、現在、ほかの自治体などでオーガニック給食の導入が少しずつ進んでいるが、本市の取組は。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員ご質問の1番目、学校給食における本市の取組についての1点目、給食を食べる時間をどのくらい取っているのか、につきましてお答えいたします。

小中学校では、給食当番が食缶や食器を取りにいき、配膳、食事の時間も含めて、給食の時間としております。小学校では35分から40分を、中学校では25分から30分と、各学校長が設定しております。昨年、生徒や保護者の方から、食事時間が短いとのご意見をいただき、各学校長に少しでも時間確保ができるよう改善を指示したところでございます。

次に、ご質問の2点目、物価高騰による質の低下などはないか、につきましては、引き続き国産小麦を使用したパン、それから質、量ともに低下しないよう、栄養教諭が創意工夫し、取り組み、摂取基準を満たし、かつ安全な学校給食を提供してまいります。

ご質問の3点目、現在、他の自治体などでオーガニック給食の導入が少しずつ進んでいるが本市の取組は、につきましては、オーガニックというものは化学肥料や農薬を使用しないために、手間やコストがかかり、栽培が難しいと言われております。令和4年度には有機栽培された紀の川市産のトウモロコシを提供したこともありますが、翌年には不作となり、提供ができなくなった経緯があります。

このことから、岩出市の学校給食では、1日の食数が約4,500食ということで、大量の食材料が必要であり、加えて、物価高騰の中、大量調達、大量調理を行う学校給食共同調理場におけるオーガニック給食の実施は困難であると考えておりますが、引き続き、できる限り、地産地消にこだわりながら、国産国消を基本として、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、再質問に入ります。

学校給食の内容や保護者の方への周知、広報など、今後こういった形で進めていく予定でしょうか。よろしくお願いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

学校給食についての保護者への周知、広報につきましては、毎月、献立表と給食だよりを発行しております。給食だよりには、食育に関する内容のほか、季節の食材のことや調理に携わる者の思いを掲載し、安心・安全な学校給食の提供に向けた学校給食共同調理場の取組、活動内容を広報しております。

また、学校給食共同調理場の取組としまして、不定期ではございますが、希望校を募り、保護者向けの調理場の見学及び試食会を開催しております。その際、実施したアンケートによりますと、おいしい、安心したというご意見を多数いただいております。

今後は、市の学校給食をより広く市民の方々に知っていただくために、一般向けの見学及び試食会の実施も検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 続いて、障害者の親亡き後の入所施設について。

障害者の親亡き後の入所施設、障害児、障害者、その親御さんは何が不安か。親である自分が亡くなった時のことです。私は障害児を育てる当事者であります。コミュニティに参加し、その保護者のご意見もたくさん聞いてまいりました。この課題は、コミュニティの中でも必ず上がってくるものとなっております。この不安は、やはり預けるところがあるのか、ないのか。次に、その施設の待機はあるのか、ないのか。1つの不安を減らせることができますと思います。

全国の課題となっている障害者の親亡き後の問題ですが、障害者、障害児の親御さんは、子供たちが一定の年齢にならないと、この情報が入りにくい状態ではあります。

そこで3点質問させていただきます。

全国的に、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が増えて

いるが、本市における交付数の推移。

2 点目、本市における障害者入所施設の数と入所状況。

3 点目、障害者の親亡き後の問題について、本市の取組はどういった取組を行っているのか。お願いします。

○玉田議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の 2 番目、障害者の親亡き後の入所施設についてお答えいたします。

まず 1 点目、全国的に療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が増えていますが、本市における交付数の推移は、についてお答えいたします。

療育手帳の所持者数は、令和元年度末、520人、令和 2 年度末、536人、令和 3 年度末、542人、令和 4 年度末、552人、令和 5 年度末、568人、令和 6 年度は 2 月末時点で597人となっております。

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末、1,893人、令和 2 年度末、1,884人、令和 3 年度末、1,896人、令和 4 年度末、1,922人、令和 5 年度末、1,937人、令和 6 年度は 2 月末時点で1,928人となっております。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数でございますが、令和元年度末、424人、令和 2 年度末、440人、令和 3 年度末、478人、令和 4 年度末、541人、令和 5 年度末、587人、令和 6 年度は 2 月末時点で615人となっております。

続いて、2 点目の本市における障害者入所施設の数につきましては、本市には障害者支援施設はございませんが、グループホームが 2 施設、それから短期入所が 3 施設、医療型障害児入所が 1 施設ございます。

入所状況につきましては、本市で支給決定している方の令和 7 年 1 月末時点の各施設への入所状況等でお答えいたしますと、障害者支援施設へは、紀の川市へ12人、和歌山市 7 人、それから、その他の市町村17人が入所しております。グループホームへは、岩出市 9 人、紀の川市13人、和歌山市14人、その他市町村 7 人が入所しております。短期入所は、岩出市 3 人、紀の川市10人、和歌山市 3 人、その他の市町村 2 人の利用がございます。医療型障害児入所は、本市で支給決定をしておりますが、3 人が岩出市内の施設に入所されていることを把握しております。

続いて 3 点目、障害者の親亡き後の問題について、本市の取組は、につきましては、市では、障害者の方が安心して日常生活を送ることができるよう居宅介護サービスや、共同生活援助等の障害福祉サービスの提供を行っております。また、障害

の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた那賀圏域地域生活支援拠点について、那賀圏域障害児者自立支援協議会で協議検討しながら、整備を進めているところでございます。

那賀圏域地域生活支援拠点においては、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築して、それから障害のある方が地域で住み続けることができるよう目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和7年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時21分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和7年3月21日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 田中 宏幸

署名議員 三栖 慎太郎